

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 〔略〕</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>〔第一節〕第五節 略〕</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三 条の二―第二百四十六条の七）</p> <p>第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例（第二百四十六 条の八―第二百四十六条の三十七）</p> <p>第七節 〔略〕</p> <p>〔第三章〕第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章 〔同上〕</p> <p>第二章 〔同上〕</p> <p>〔第一節〕第五節 同上〕</p> <p>第六節 適格機関投資家等特例業務に関する特例（第二百三十三 条の二―第二百四十六条の七）</p> <p>第七節 〔同上〕</p> <p>〔第三章〕第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 〔同上〕</p>

2  
〔略〕

3 この府令（第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九條第十三号、第二百一十條第二十四号、第二百一十條第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〕三十四 略

三十四の二 海外投資家等特例業務 法第六十三條の八第一項に規定する海外投資家等特例業務をいう。

三十四の三 海外投資家等特例業務届出者 法第六十三條の九第四項に規定する海外投資家等特例業務届出者をいう。

〔三十五〕五十 略

4 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一〕十一 略

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二條第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六條の五の二第三号、第二百三十三條の二第一項第四号及び第二百四十六條の十第三項第三号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その

2  
〔同上〕

3  
〔同上〕

〔一〕三十四 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔三十五〕五十 同上

4  
〔同上〕

〔一〕十一 同上

十二 非公開情報 発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であつて顧客の投資判断（法第二條第八項第十一号ロに規定する投資判断をいう。第十六條の五の二第三号及び第二百三十三條の二第一項第四号を除き、以下同じ。）に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他

他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）第二百四十一条第二項第一号ロ、第二百四十六条の十四第一項第三号イ、第二百四十六条の二十第二項第三号ロ（1）に係る部分に限る。）及び第二百四十六条の二十二第二項第三号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に

の特別の情報（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

十三 非公開融資等情報 融資業務（事業のための融資に係る業務をいう。以下この号、第二百二十三条第一項第十九号及び第五百五十条第五号において同じ。）若しくは金融機関代理業務（第六十八条第十三号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）に従事する役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含む。次章第五節、第二百三十八条の二第一項第一号イ、第二百三十九条第二項第三号ロ（1）及び第二百四十一条第二項第一号ロを除き、以下同じ。）若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）に従事する役員若しくは使用人が勧誘する有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号において同じ。）に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品取引業若しくは金融商品仲介業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務

従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る融資業務若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十四〇十八 略〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二章第六節（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第六節の二（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。））並びに第五章を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

若しくは金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるもの（これらの情報のうち外国法人（法人でない外国の団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るものを除く。）をいう。

〔十四〇十八 同上〕

（訳文の添付）

第二条 法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二百三十六條、第二百三十八條の二、第二百三十九條から第二百四十一条まで、第二百四十二條から第二百四十三條まで、第二百四十六條の三、第二百四十六條の四、第二百四十六條の六（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第五章を除く。））の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもつて記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付

(登録申請書の添付書類)

第九条 法第二十九条の第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 「略」

二 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六

すことをもって足りるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第九条 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条

節の二を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ〕ホ 略〕

〔三〕十 略〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 法第二十九条の四第一項第一号ホ(法第三十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

〔一〕三 略〕

四 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、次に掲げる要件に該当しないこと。

イ 宅地又は建物の取引に関する専門的知識及び経験を有する役員又は使用人を次に掲げる部門にそれぞれ配置していること。

〔1〕・〔2〕 略〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第一号及び第二号を除き、以下「重要な使用人」という。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

〔ロ〕ホ 同上〕

〔三〕十 同上〕

(人的構成の審査基準)

第十三条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

イ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

(3) 法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう。第四十四条第一号イ、第四十九条第四号イ

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条の二十三第四号、第二百四十六条の三十一第一号、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「略」

五 「略」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 令第十五条の十の七第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品取引業者の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第三十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。)又は当該金融商品取引業者の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号、第六節並びに第六節の二において同じ。)の子会社等

【二〇五 略】

(3)、第九十九条第七号及び第十三号イ、第二百条第六号、第二百八条の三十一第一項第八号イ、第二百二十条第七号ロ、第二百二十三条第十号、第二百三十二条の八第十号、第二百四十一条の二第四号、第二百四十六条第三号イ(1)、第三百二十八条第五号並びに第三百四十一条第五号において同じ。)を遵守させるための指導に関する業務に係る部門

ロ 「同上」

五 「同上」

(金融商品取引業者と密接な関係を有する者)

第十六条の五の二 「同上」

一 当該金融商品取引業者の子会社等(令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号、第三十三条第二項、第三十四条、第二百二十三条第一項第三十号、第十二項第三号及び第三十三項、第二百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)又は当該金融商品取引業者の親会社等(令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。第二百二十三条第十二項第三号及び第十三項、第二百二十五条の七第二項第二号並びに第六節において同じ。)の子会社等

【二〇五 同上】

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この章において同じ。）にあつてはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この章において同じ。）にあつては関東財務局長に提出しなければならない。

(地域の活性化等に資するもの)

第六十六条の二 法第三十五条第一項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為（当該金融商品取引業者の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業に係る経営資源に加えて、当該行為を行う業務の遂行のために新たに経営資源を取得する場合にあつては、需要の状況によりその相当部分が活用されないうちにおいても、当該金融商品取引業者の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）に限り、同項第八号、第十一号、第十二号及び第十六号に掲げる

(対象議決権保有届出書の提出)

第三十六条 法第三十二条第一項の規定により同項の対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様式第八号により作成した対象議決権保有届出書に、当該対象議決権保有届出書の写し及び同条第二項の規定により当該対象議決権保有届出書に添付すべき書類を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下この章において同じ。）にあつてはその本店等の所在地（個人である場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、非居住者（同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下この章において同じ。）にあつては関東財務局長に提出しなければならない。

「条を加える。」



---

行為に該当するものを除く。)とする。

- 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の経営に関する相談の実施、当該事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託
  - 二 高度の専門的な能力を有する人材その他の当該金融商品取引業者の利用者である事業者等の経営の改善に寄与する人材に係る労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣（前号に掲げる行為を業として行うことその他の当該金融商品取引業者の行う業務に関連して行うものであって、その対象となる派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいい、業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者でないものに限る。）
  - 三 他の事業者等のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは開発したシステム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守（当該金融商品取引業者が単独で若しくは他の事業者等と共同して設計し、若しくは作成したプログラム又はこれに準ずるものに係るものに限る。）を行
-

うこと。

四 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行うこと。

五 当該金融商品取引業者の利用者について定期的に又は随時通報を受けて巡回訪問を行うこと。

(事故)

第百十八条 法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者に損失を及ぼしたもの

「イ〜ハ 略」

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第百二十五条の五 「略」

2 法第四十条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〜三 略」

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報(法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ

(事故)

第百十八条 「同上」

一 「同上」

二 投資助言業務又は投資運用業に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客又は権利者(法第四十二条第一項に規定する権利者をいう。)に損失を及ぼしたもの

「イ〜ハ 同上」

(特定投資家向け有価証券に関する告知の方法)

第百二十五条の五 「同上」

2 「同上」

「一〜三 同上」

四 当該有価証券について過去に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報(法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。以下同じ

。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものという。以下同じ。）を含む。）

五 「略」

3 「略」

（運用報告書の交付）

第百三十四条 「略」

「2～4 略」

5 法第四十二条の七第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一～四 略」

。）が法第二十七条の三十一第二項若しくは第四項の規定により公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報（法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。以下同じ。）が公表されている場合にはその旨及び公表の方法（当該公表がインターネットを利用して行われている場合には、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものという。第二百三十八条第一号及び第二百四十一条第一項第十号において同じ。）を含む。）

五 「同上」

3 「同上」

（運用報告書の交付）

第百三十四条 「同上」

「2～4 同上」

5 「同上」

「一～四 同上」

五 定期に、運用財産（法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。）に係る知れている権利者（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成される運用報告書に類する書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することを要しないものとされている者を除く。）に対して当該書面が交付され、又は当該電磁的記録が提供される場合

（有価証券関連連業に付随する業務）

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する有価証券関連業に付随する業務として内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十七号までに掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一～三 略〕

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用者が、発行者等に関する非公

〔号を加える。〕

（有価証券関連連業に付随する業務）

第三百三十七条 〔同上〕

一 法第三十五条第一項第一号又は第十号から第十六号までに掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

（登録金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第一百五十四条 〔同上〕

〔一～三 同上〕

四 当該登録金融機関の金融商品仲介業務に従事する役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この号及び次号において同じ。）又は使用者が、発行者等に関する非公

開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第二項第十一号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、農業協同組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第

開情報（顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報に限る。）を、当該登録金融機関の親法人等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、同法第五十二条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社、同項第十号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）、保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社及び同法第二百七十一条の二十二第一項第十二号に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）若しくは子法人等（銀行法第十六条の二第二項第十一号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、長期信用銀行法第十三条の二第一項第十一号に掲げる会社（同条第四項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、信用金庫法第五十四条の二十三第一項第十号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、労働金庫法第五十八条の五第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項第六号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、保険業法第百六条第一項第十二号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農林中央金庫法第七十二条第一項第八号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）、農業

八十七条の二第一項第五号（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる会社（同号イに掲げる業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

「イ」又 略」

「五」九 略」

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一」七 略」

八 第百九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又

協同組合法第十一条の六十六第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）及び水産業協同組合法第八十七条の二第一項第五号に掲げる会社（同条第二項第一号に規定する従属業務を営む会社に限る。）を除く。以下この号において同じ。）に提供し、又は有価証券（法第三十三条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。）の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人等若しくは子法人等から受領すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

「イ」又 同上」

「五」九 同上」

（届出書に記載すべき事項）

第二百一条 「同上」

「一」七 同上」

八 「同上」

イ 「同上」

は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。)又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略〕

ロ 「略」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。)又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上〕

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔三〇へ 略〕

九 第九十九条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の四十一第一項若しくは第六十六

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔三〇へ 同上〕

九 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの



六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十十九 略〕

二十 第九十九号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1・(2) 略〕

(3) 当該主要株主又は代理人(第九十九号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ、第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イ、第二百四十六号の二十四第一項第六号イ並びに第二百四十六号の二十五第一項第四号イにおいて同じ。)が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

〔4・(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若し

提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔十十九 同上〕

二十 「同上」

イ 「同上」

〔1・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主又は代理人(第九十九号ハ(1)に規定する代理人をいう。(4)から(7)まで、次条第十六号イ並びに第二百八条の三十一第一項第十一号イ及び第二項第八号イにおいて同じ。)が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

〔4・(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融

くは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス<sup>イ</sup>の提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔二十一〕二十七 略〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に<sup>イ</sup>及びロに定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一・二 略〕

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービス<sup>イ</sup>の提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る

〔4〕(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス<sup>イ</sup>の提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一〕二十七 同上〕

(合併等の届出)

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

。に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 「略」

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の第二項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔五〕十 略〕

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当す

ト 「同上」

〔五〕十 同上〕

十一 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当す

る場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十三条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サー

る場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項

ビスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

「十二〇十八 略」

2 「略」

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧)

第二百三十八条の四 金融庁長官、特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、特例業務届出者又は金融商品取引業者等（法第六十三条の三第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の二第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十四条第一項を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十号の二に記載されている事項を金融庁若しくは当該特例業務届出者若しくは金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備えて置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

「十二〇十八 同上」

2 「同上」

(適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の内閣総理大臣による縦覧)

第二百三十八条の四 金融庁長官、特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、特例業務届出者又は金融商品取引業者等（法第六十三条の三第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十号の二に記載されている事項を当該特例業務届出者若しくは金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備えて置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出)

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特  
例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に  
定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提  
出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の  
区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提  
供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る  
。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外  
国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国におい  
て受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関  
する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届  
出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十  
三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三  
条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略〕

ロ 〔略〕

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（  
同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当す  
ることとなった場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

第二百四十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 〔同上〕

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外  
国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国におい  
て受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関  
する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届  
出者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは  
第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内  
容

〔2〕(4) 同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上〕



- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

- へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

- へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月

六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

「五〇九 略」

2 「略」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十四条 「略」

2 法第六十三条の三第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条第八項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「略」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出)

第二百四十六条 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十

三条の二第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

「号を削る。」

日及びその理由

ト 「同上」

「五〇九 同上」

2 「同上」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十四条 「同上」

2 法第六十三条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百三十八条第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 「同上」

(金融商品取引業者等による適格機関投資家等特例業務の廃止等の届出)

第二百四十六条 「同上」

「一・二 同上」

三 法第六十三条の三第二項において準用する法第六十三条の二第三項第三号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

- 
- イ 第二百四十一条の二第四号に該当する場合 次に掲げる事項
- (1) 役員に法令等に反する行為（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において「事故等」という。）が発生した営業所又は事務所の名称
  - (2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
  - (3) 事故等の概要
- ロ 第二百四十一条の二第五号に該当する場合 次に掲げる事項
- (1) 事故等が発生した営業所又は事務所の名称
  - (2) 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名
  - (3) 事故等の詳細
  - (4) 社内処分を行った場合はその内容
- ハ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停（適格機関投資家等特例業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）の当事者となつた場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
  - (3) 管轄裁判所名
  - (4) 事件の内容
- ニ 第二百四十一条の二第六号に該当する場合であつて、訴訟又は調停が終結した場合 次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 訴訟又は調停が終結した年月日
  - (3) 判決又は和解の内容
-

(事業報告書)

第二百四十六条の三 [略]

[2~4 略]

5 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限る）、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(監督処分公告)

第二百四十六条の七 法第六十三条の五第六項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

第六節の二 海外投資家等特例業務に関する特例

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

(事業報告書)

第二百四十六条の三 [同上]

[2~4 同上]

5 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社に限る）、法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 適格機関投資家等特例業務を行う金融商品取引業者（会社及び法第六十三条第一項各号の行為を業として行うことについて法第二十九条又は第三十三条の二の登録を受けている者を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(監督処分公告)

第二百四十六条の七 法第六十三条の五第六項の規定による公告は、官報により行うものとする。

「節を加える。」

第二百四十六条の八 法第六十三条の八第一項各号に規定する内閣府令で定めるものは、当該権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等（同条第二項に規定する海外投資家等をいい、同条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。第二百四十六条の十九において同じ。）以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

（海外投資家等から除かれる者）

第二百四十六条の九 法第六十三条の八第一項第一号ハに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利（その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。）を海外投資家等（法第六十三条の八第二項に規定する海外投資家等をいう。次号において同じ。）以外の者が取得している特別目的会社

二 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為（当該契約その他の法律行為に基づく権利が同項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。）で海外投資家等以外の者を相手方とするものに基づき当

該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者（金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）であるものを除く。）

（海外投資家等の範囲）

第二百四十六条の十 法第六十三条の八第二項第一号に規定する内閣府令で定める要件は、外国法人又は次に掲げる要件のいずれかに該当する外国に住所を有する個人であることとする。

一 次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点におけるその保有する資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点におけるその保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

ハ 金融商品取引業者等（外国の法令上これに相当する者を含む。）に有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座を開設した日から起算して一年を経過していること。

二 法第六十三条の八第一項第一号に掲げる行為に係る出資対象事業持分を取得する時点において、外国の法令上特定投資家に相当

---

する者であること。

2 法第六十三条の八第二項第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（適格機関投資家に該当する者を除く。）とする。

一 特定投資家

二 外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金又は企業年金基金に類するものであって、外国において主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されているもの

3 令第十七条の十三の五第三項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該行為を行う者の子会社等又は当該行為を行う者の親会社等の子会社等

二 当該行為を行う者が行う一の運用対象財産（当該者が当該行為を行う業務に係る権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

三 当該行為を行う者が一の運用対象財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に

---

関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該行為を行う者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該行為を行う者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該者と締結している者

四 令第十七条の十三の五第三項第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人

五 当該行為を行う者（個人である者に限る。）並びに令第十七条の十三の五第三項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

（海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の十一 法第六十三条の九第一項の規定により届出を行う者は、別紙様式第二十一号の四により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成す



ることができる。

(海外投資家等特例業務届出者の使用人)

第二百四十六条の十二 令第十七条の十三の六第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

2 令第十七条の十三の六第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者とする。

(海外投資家等特例業務に係る届出事項)

第二百四十六条の十三 法第六十三条の九第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス
- 二 海外投資家等特例業務に係る出資対象事業持分の名称及び種別(出資対象事業持分の種別をいい、当該出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第一条の十二第二号に規定する権利である場合にあつては、その旨を含む。)

三 海外投資家等特例業務に係る出資対象事業の内容

四 法人であるときは、次に掲げる事項

イ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ

ず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同  
等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称  
ロ 主要株主（法第六十三条の九第六項第二号ホに規定する主要  
株主をいう。以下この節において同じ。）に関する次に掲げる  
事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又  
は居所）

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

五 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所  
及び電話番号

（海外投資家等特例業務に係る届出書の添付書類）

第二百四十六条の十四 法第六十三条の九第二項第三号に規定する内  
閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

二 海外投資家等特例業務に関する社内規則

三 法人であるときは、次に掲げる書類

イ 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか  
を問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる  
者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第  
二百四十六条の二十第二項第三号イ、第二百四十六条の二十四  
第一項第六号ロ及び第二百四十六条の二十五第一項第四号ロを

---

除き、以下この節において同じ。)及び重要な使用人(令第十七条の十三の六に規定する使用人をいう。以下この節において同じ。)の履歴書(役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面)

ロ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本(役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

ヘ 主要株主が保有する対象議決権(法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第二百四十六条の二十第二項第四号イ及び第二百四十六条の二十二第二項第三号トにおいて同じ。)の数を記載した書面

四 個人であるときは、次に掲げる書類

イ 届出者及び重要な使用人の履歴書

---

- 
- ロ 届出者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ハ 届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該届出者及び重要な使用人の氏名に併せて法第六十三条の九第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面
- 五 法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面
- イ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の種別（法第六十三条の八第二項各号の種別をいう。）
- ロ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに居住者がある場合にあつては、居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額及び非居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額
- ハ 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある場合にあつては、同号の外国の法令の概要
-

2 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(電磁的記録)

第二百四十六条の十五 法第六十三条の九第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、次に掲げる構造のいずれかに該当するものとする。

一 日本産業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2 前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式

二 ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 届出者の商号又は名称  
二 届出年月日

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧)

第二百四十六条の十六 金融庁長官、海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等又は管轄財務局長等は、海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（法第六十三条の十一第一項の規定による届出をした者をいい、同条第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する旨の同項の規定による届出をした者を除く。第二百四十六条の二十七第一項を除き、以下この節において同じ。）に係る別紙様式第二十一号の五に記載されている事項を金融庁若しくは当該海外投資家等特例業務届出者若しくは金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 法第六十三条の九第四項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十一号の五に記載されている事項とする。

（海外投資家等特例業務に係る届出事項の海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者による縦覧）

第二百四十六条の十七 法第六十三条の九第五項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の五により作成した書面の写しを主たる営業所若

---

しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法第六十三条の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第二十一号の五に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第二十一号の五に準じて英語で作成することができる。

（海外投資家等特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

第二百四十六条の十八 法第六十三条の九第六項第一号ロに規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、海外投資家等特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

---

---

(海外投資家等特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者)

第二百四十六条の十九 法第六十三条の九第六項第一号ハに規定する内閣府令で定める者は、海外投資家等特例業務を適確に遂行するための社内規則(海外投資家等以外の者が権利者となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

(海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出)

第二百四十六条の二十 法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等(令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた海外投資家等特例業務届出者)あつては金融庁長官、それ以外の海外投資家等特例業務届出者あつては海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

---



- 
- 一 法第六十三条の九第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類
- イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- 二 法第六十三条の九第一項第二号又は第六号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- 三 法第六十三条の九第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項又は第二百四十六条の十三第四号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類
- イ 役員に変更があった場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
- ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類
- 類
- (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- (2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- (3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二十一号の四によ
-

り作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用者が誓約する書面

(6) 当該海外投資家等特例業務届出者が法人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

(7) 当該海外投資家等特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第三号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があつた場

合 次に掲げる書類

イ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号ホに該当しないことを誓約する書面

ハ 新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株

主が法人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号へに該当しないことを誓約する書面

3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

4 第一項の書面は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成することができる。

(海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第二百四十六条の二十一 法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(海外投資家等特例業務届出者の地位の承継の届出)

第二百四十六条の二十二 法第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第一項の海外投資家等特例業務届出者に係る海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 承継した者の商号、名称又は氏名

二 承継の年月日及び理由

三 承継の方法

四 承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

- 
- 五 承継した者が法人であるときは、役員の名又は名称
- 六 承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名
- 七 承継した者の主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。）の名称及び所在地
- 八 承継した者が海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地
- 九 承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類
- 十 承継した者の主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス
- 十一 承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項
- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）
- ハ 法人であるときは、代表者の氏名
- 十二 承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。
- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
-

- 
- 二 海外投資家等特例業務に関する社内規則
  - 三 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 法第六十三条の九第六項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）。
    - ロ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
    - ハ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
    - ニ 役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及びび名を証するものでないときは、当該旧氏及びび名を証する書面
    - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
    - ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからりまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
    - ト 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面
  - 四 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
    - イ 法第六十三条の九第六項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
-

ロ 承継した者及び重要な使用人の履歴書

ハ 承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ニ 承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十六条の二十三 法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)  
又はハに該当することとなった場合

- 
- ロ 役員又は重要な使用人が第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合
- ハ 定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合
- ニ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
- 二 個人にあつては、次に掲げる場合
- イ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
- ロ 重要な使用人が第九十九条第二号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合
- 三 第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類の内容に変更があつた場合
- 四 役員に法令等（外国の法令等を含む。）に反する行為（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第一百八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除
-

く。次号において同じ。）

五 前号の事故等の詳細が判明した場合

六 訴訟若しくは調停（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該海外投資家等特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

七 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（海外投資家等特例業務に関するもの限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 前条第一号イ又は第二号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る



- 
- 。に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
- (1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容
- (2) 当該登録等又は届出の年月日
- (3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由
- (4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容
- ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
- (1) 違反した法令の規定
- (2) 刑の確定した年月日及び罰金の額
- ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項
-

- 
- (1) 第九十九條第二号イに該当することとなつた場合に於ては、該当することとなつた年月日及び理由
  - (2) 第九十九條の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合に於ては、破産手続開始の決定を受けた年月日
  - (3) 第九十九條の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなつた場合に於ては、刑の確定した年月日及び刑の種類
  - (4) 第九十九條の四第一項第二号ニ又はハに該当することとなつた場合に於ては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
  - (5) 第九十九條の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに第五十條の二第一項、第六十條の七（第六十條の十四第二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービス提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
  - (6) 第九十九條の四第一項第二号チに該当することとなつた
-

- 
- 場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 四 前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合 次に掲げる事項
- イ 第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称
- ロ 当該役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由
- ハ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日
- ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類
- ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
- ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十
-

---

六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号  
チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命  
ぜられた年月日及び理由

五 前条第一号ハ又は第三号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 変更の内容及び理由

ロ 変更の年月日

六 前条第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区  
分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当すること  
となった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなった主要株主の氏名

(2) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)に該当すること  
となった場合にあっては、該当することとなった年月日及び  
理由

(3) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号  
ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の  
決定を受けた年月日

(4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号  
ハ又はリに該当することとなった場合にあっては、刑の確定  
した年月日及び刑の種類

(5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号  
ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消さ

---

---

れ、又は命ぜられた年月日及び理由

- (6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

- (7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 該当することとなつた主要株主の商号又は名称
- (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及
-

---

び業務の内容

- (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額
- (5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなつた場合にあつては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなつた法人を代表する役員の氏名又は名称
- (6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなつた場合にあつては、該当することとなつた年月日及び理由
- (7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日
- (8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあつ
-

---

ては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス法の提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

七 前条第四号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の概要

八 前条第五号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

---

ハ 事故等の詳細

ニ 社内処分を行った場合はその内容

九 前条第六号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 訴訟又は調停の当事者となった場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3) 管轄裁判所名
- (4) 事件の内容

ロ 訴訟又は調停が終了した場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3) 判決又は和解の内容

十 前条第七号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

）  
第二百四十六条の二十五 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項



を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十六条の二十三第一号イ又は第二号イに該当する場合  
次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面
- (2) 当該外国の法令及びその訳文

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロからホまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(2)において同じ。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

- (1) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

- (2) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はリに該当することとなった場合にあつては、

- 
- 確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- (3) 当該海外投資家等特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
- 二 第二百四十六条の二十三第一号ロ又は第二号ロ（これらの規定のうち第九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合  
次に掲げる書類
- イ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
- ロ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はホに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
- ハ 役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文
- 三 第二百四十六条の二十三第一号ハに該当する場合 変更後の定款（これに準ずるものを含む。）
- 四 第二百四十六条の二十三第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類
-

---

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)(ii)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根

---

---

拠となった外国の法令及びその訳文

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合又は当該主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ハ若しくはリに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

五 第二百四十六条の二十三第三号に該当する場合 変更後の第二百四十六条の十四第一項第一号又は第二号に掲げる書類

六 第二百四十六条の二十三第七号に該当する場合 当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文

2 前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(海外投資家等特例業務届出者の解散の届出)

第二百四十六条の二十六 法第六十三条の十第四項の規定により届出を行う者は、解散の年月日及び理由を記載した届出書を、当該届出に係る海外投資家等特例業務届出者が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた海外投資家等特例業務届出者の場合にあっては金融庁長官、それ以外の海外投資家等特例業務届出者の場合にあっては当該海外投資家等特例業務届出者の本店等の所在地

---

を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出）

第二百四十六条の二十七 法第六十三条の十一第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の六により作成した海外投資家等特例業務に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 法第六十三条の十一第一項又は同条第二項において読み替えて準用する法第六十三条の九第七項に規定する内閣府令で定める事項は、第二百四十六条の十三第一号から第三号までに掲げる事項とする。

3 第一項の届出書には、法第六十三条の八第一項各号に掲げる行為に係る次に掲げる事項を記載した書面を添付するものとする。

一 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者の種別（法第六十三条の八第二項各号の種別をいう。）

二 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに居住者がある場合にあっては、居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額及び非居住者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の予定総額

三 出資対象事業持分を有し、又は有することとなる者のうちに第二百四十六条の十第一項第二号に掲げる要件に該当する者がある

---

場合にあつては、同号の外国の法令の概要

4 第一項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

5 第三項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出）

第二百四十六条の二十八 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十一号の六により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならぬ。

2 前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

3 第一項の書面（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の六に準じて英語で作成することができる。

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

---

第二百四十六条の二十九 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（金融商品取引業者が海外投資家等特例業務の休止等の届出を行う場合）

第二百四十六条の三十 法第六十三条の十一第二項において準用する第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 役員に外国の法令等に反する行為（海外投資家等特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該金融商品取引業者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第三号及び第四号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第一百八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

二 前号の事故等の詳細が判明した場合

三 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（海外投資家等特例業務に関するものに限り、第九十九

条第十号又は法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（金融商品取引業者による海外投資家等特例業務の休止等の届出）  
第二百四十六条の三十一 法第六十三条の十一第二項において準用する

法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由

二 法第六十三条の十一第二項において準用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由

三 前条第一号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の概要

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 事故等が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名

ハ 事故等の詳細

ニ 社内処分を行った場合はその内容

五 前条第三号に該当する場合 次に掲げる事項



イ 不利益処分の内容

ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由

2 前項の届出書（同項第五号に掲げる場合に係るものに限る。）には、当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文を添付するものとする。

3 第一項の届出書及び前項の規定により当該届出書に添付すべき書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（業務に関する帳簿書類）

第二百四十六条の三十二 法第六十三条の十二第一項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 第一百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及び二並びに第二号イに掲げる帳簿書類

二 第一百五十七条第一項第十七号イからハまでに掲げる帳簿書類（第三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。）

三 法第六十三条の八第一項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第一百五十七条第一項第七号及び第九号に掲げる帳簿書類

2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日（第一百五十七条第一項第二号イに掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失った日）から五年間、第一項第二号及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日（同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日）から十年間保存しなければならない。

（事業報告書）

第二百四十六条の三十三 法第六十三条の十二第二項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者が提出する事業報告書は、別紙様式第二十一号の七により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、別紙様式第二十一号の七に準じて英語で作成することができる。

3 海外投資家等特例業務届出者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準（当該海外投資家等特例業務届出者が外国会社である場合にあつては、その主たる営業所若しくは事務所又は海外投資家等特例業務を行う営業所若しくは事務所の所在するいずれかの外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。）に従うものとする。

4 海外投資家等特例業務届出者（会社を除く。）は、第一項の事業

---

報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

5 金融商品取引業者（会社に限る。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

6 金融商品取引業者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十四 外国法人又は外国に住所を有する個人である海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者（以下この条及び第二百四十六条の三十六において「外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等」という。）は、令第十七条の十三の八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三条の九第一項又は第六十三条の十一第一項の規定による届出の年月日

三 事業報告書の提出に当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

---

- 
- 五 事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由
  - 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 定款又はこれに代わる書面
    - 二 当該承認申請書に記載された外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
    - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
  - 3 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。
  - 4 前項の承認は、同項の外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書
-

類を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（説明書類の縦覧）

第二百四十六条の三十五 法第六十三条の十二第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者又は金融商品取引業者は、別紙様式第二十一号の人により作成した説明書類又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所若しくは事務所及び海外投資家等特例業務を行

---

うため国内に設ける全ての営業所又は事務所）に備え置く方法その他の方法により法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 前項の説明書類は、別紙様式第二十一号の八に準じて英語で作成することができる。

3 法第六十三条の十二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第二十一号の八又は第二百四十六条の三十三第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

（説明書類の縦覧期限の承認の手続等）

第二百四十六条の三十六 外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等は、令第十七条の十三の九ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名

二 法第六十三条の九第一項又は第六十三条の十一第一項の規定による届出の年月日

三 説明書類の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間

四 説明書類に係る事業年度終了の日

五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由

---

- 
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 定款又はこれに代わる書面
    - 二 当該承認申請書に記載された外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
    - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
  - 3 海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等又は所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。
  - 4 前項の承認は、同項の外国法人等である海外投資家等特例業務届出者等が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書
-

類を海外投資家等特例業務届出者にあつては海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等、金融商品取引業者にあつては所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）は、英語で記載することができる。

（監督処分のお知らせ）

第二百四十六条の三十七 法第六十三条の十三第六項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、官報により行うものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「略」

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 「同上」

2 「同上」



各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならぬ。

〔一〇四 略〕

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

〔3・4 略〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「略」

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号

〔一〇四 同上〕

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔3・4 同上〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「同上」

2 「同上」

から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又は下に該当することとなつた場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 略」

「3・4 略」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取

「一〇四 同上」

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

「六・七 同上」

「3・4 同上」

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 「同上」

引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇三 略」

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

「(2)〽(4) 略」

「ロ〽ニ 略」

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

「一〇三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

「(2)〽(4) 同上」

「ロ〽ニ 同上」

ホ 「同上」

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

〔へ・ト 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第

項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔六〇十一 略〕

2 「略」

(申請書等の提出先等)

第三百四十八条 「略」

2 「略」

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等、特例業務届出管轄財務局長等又は海外投資家等特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該海外投資家等特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商

第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六〇十一 同上〕

2 「同上」

(申請書等の提出先等)

第三百四十八条 「同上」

2 「同上」

3 金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者又は高速取引行為者が申請書、届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類（法第六十四条第三項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録申請書並びに第二百五十二条、第二百五十三条及び第二百九十二条の規定による届出書を除く。）を管轄財務局長等又は特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該金融商品取引業者等の本店等の所在地、当該取引所取引許可業者の国内における代表者の住所、当該特例業務届出者の本店等の所在地、当該金融商品仲介業者の本店等の所在地又は当該高速取引行為者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該金融商品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及び

品取引業者等、当該取引所取引許可業者、当該特例業務届出者、当該海外投資家等特例業務届出者、当該金融商品仲介業者又は当該高速取引行為者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。））が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百四十六条の二十二、第二百四十六条の二十六、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

#### 附 則

（移行期間特例業務に係る届出）

第三十一条 法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う外国投資運用業者（同条第一項に規定する外国投資運用業者をいう。以下同じ。）又は外国投資運用業者の子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）は、別紙様式第三十一号により作成した移行期間特例業務（法附則第三条の三五項に規定する移行期間特例業務をいい、同条第七項において準用する場合にあつては同項に規定する行為に係

その写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

4 第三十一条の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者に限る。）の取締役又は執行役（外国法人にあつては、国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずるもの（金融商品取引業に係る職務を行う者に限る。））が提出をする届出書並びに第二百四条、第二百四十一条、第二百四十三条、第二百八十六条及び第三百四十四条に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

#### 附 則

「条を加える。」

る業務。以下同じ。)に関する届出書に、当該届出書の写しを添付して、移行期間特例業務届出管轄財務局長等(当該届出を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

(外国投資運用業者等の使用人)

**第三十二条** 令附則第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、同号に規定する業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者とする。

2 令附則第三項第二号に規定する内閣府令で定める者は、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項)

**第三十三条** 法附則第三条の三第一項第九号(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主たる営業所又は事務所(外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

「条を加える。」

「条を加える。」

- 
- 二 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第三項第一号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に掲げる者。次号において同じ。）が外国（法附則第三条の三第三項第一号イに規定する外国をいう。附則第四十四条第一項第一号並びに第四十九条第一項第十一号及び第十五号へ並びに第二項第一号及び第十一号イにおいて同じ。）の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
- 三 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容
- 四 法人であるときは、次に掲げる事項
- イ 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称
- ロ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。第六号へ並びに附則第四十四条第一項第十一号チ、第四十七条第二項第四号ロ及びハ、第四十九条第一項第十三号及び第十五号チ並びに第二項第十一号カ、第五十条第一項第一号ニ及び第九号ニ、第五十一条第一項第六号並
-



---

びに第五十二条第一項第四号において同じ。)に関する次に掲げる事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所又は居所)

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

五 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号

六 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 資本金の額又は出資の総額

ハ 役員(相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。附則第三十六条、第四十四条第一項第九号及び第十一号、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第五号及び第十五号ハ並びに第二項第九号及び第十一号、第五十条第一号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。)の氏名又は名称

ニ 重要な使用人(令附則第三項に規定する使用人をいう。附則第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二

---

項第九号から第十一号まで、第五十条第一号口、第二号口及び第九号口、第五十一条第一項第四号イ並びに第五十二条第一項第二号において同じ。）があるときは、その者の氏名

ホ 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

ヘ 主要株主に関する次に掲げる事項

(1) 商号、名称又は氏名

(2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）

(3) 法人であるときは、代表者の氏名

（投資者の保護を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる投資運用業を行う者に関する制度を有している国又は地域）

第三十四条 法附則第三条の三第三項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、その法令による投資運用業の規制、投資運用業を行う者の活動の状況その他の事情を勘案して金融庁長官が指定する国又は地域とする。

「条を加える。」

（分割又は事業の譲渡）

第三十五条 令附則第五項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される事業自体で投資運用業を行うことができる」と認められる場合とする。

「条を加える。」

2 令附則第五項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される事業自体で投資運用業を行うことができると認められる場合と

する。

（移行期間特例業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者）

**第三十六条** 法附則第三条の三第三項第一号ニ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況並びに組織体制に照らし、当該業務を適正に遂行することができない者

二 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、移行期間特例業務の信用を失墜させるおそれがある者

（移行期間特例業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていないと認められない者）

**第三十七条** 法附則第三条の三第三項第一号ホ（同条第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める者は、移行期間特例業務を適確に遂行するための社内規則（海外投資家等（同条第六項に規定する海外投資家等をいい、同条第五項第一号イ(1)から(3)までのいずれにも該当しないものに限る。附則第六十条、第六十

「条を加える。」

「条を加える。」

二条及び第六十三条において同じ。)以外の者が権利者(令第十五条の十の四第二号に掲げる者を含む。)となることを防止するための措置に関する規定を含むものに限る。)を作成していない者又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない者とする。

(株券等に含まない有価証券)

**第三十八条** 令附則第六項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。

- 一 令附則第六項に規定する議決権を行使することができない株式であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券
- 二 新株予約権証券又は新株予約権付社債券のうち、前号の株式のみを取得する権利を付与されているもの
- 三 令附則第六項第二号に掲げる有価証券で、受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

(外国投資運用業者等が移行期間特例業務を行う場合に関する読替え)

**第三十九条** 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりこの府令の規定を適用する場合には、第一条第四項第十二号中「第二百四十六条の十第三項第三号」とあるのは「第二百四十六条の十第三項第三号並びに附則第六十四条第一項第三号」と、同項第十三号中「第二百四十六条の二十二第二項

「条を加える。」

「条を加える。」

第三号ロ」とあるのは「第二百四十六条の二十二第二項第三号ロ並びに附則第四十四条第一項第九号イ及び第十一号ハ、第四十七条第二項第三号ロ(1)に係る部分に限る。」並びに第四十九条第二項第九号ロ及び第十一号リ」と、第二条中「第五章」とあるのは「第五章並びに附則第三十一条、第四十四条、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十六条及び第五十八条」と、第九条第二号イ中「第六節の二」とあるのは「第六節の二並びに附則第三十三条第六号ニ、第四十四条第一項第九号から第十一号まで、第四十七条第二項第三号ロ、第四十九条第一項第六号及び第十五号ニ並びに第二項第九号から第十一号まで、第五十条第一号ロ、第二号ロ及び第九号ロ、第五十一条第一項第四号並びに第五十二条第一項第二号」とする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

**第四十条** 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第八十条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結前交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないもの

「条を加える。」

とされている者である場合を含む。）」とする。

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

**第四十一条** 契約締結時交付書面に係る法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第八項の規定により適用する法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第一百条第一項各号に掲げる場合のほか、当該顧客に対し当該金融商品取引契約（投資一任契約に限る。）に係る契約締結時交付書面に類する書面（外国の法令の規定により、当該外国の法令に基づいて作成されるものに限る。）を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供している場合（当該顧客が、外国の法令の規定により、当該書面を交付し、又は当該電磁的記録を提供することを要しないものとされている者である場合を含む。）とする。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

**第四十二条** 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十条の九第八項の規定により適用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、第二百二十三条第一項各号に掲げる状況のほか、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号へに該当することを防止するための必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況とする。

「条を加える。」

「条を加える。」

(運用報告書の交付に関する規定の読替え)

第四十三条 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十条の九第八項の規定により法第四十二条の七第一項ただし書の規定を適用する場合における第百三十四条第五項の規定の適用については、同項第五号中「第六十三条の八第一項第一号」とあるのは、「附則第三条の三第五項第一号」とする。

(移行期間特例業務に係る届出書の添付書類)

第四十四条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の九第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資運用業者が外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けていることを証する書面

二 当該外国投資運用業者が前号の外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要(次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあつては、当該制限の内容及び根拠を含む。)を記載した書面

イ 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合

ロ 運用を行う金銭その他の財産の総額

ハ 顧客の属性

「条を加える。」

「条を加える。」

- 
- 三 当該外国投資運用業者が、第一号の外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面
  - 四 当該外国投資運用業者（前号の令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面を添付する場合にあつては、同項各号に掲げる者を含む。次号及び第八号において同じ。）が監督を受けている第一号の外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書類の写し
  - 五 当該外国投資運用業者（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該子会社）が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類  
イ 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面  
ロ 当該外国の法令及びその訳文
  - 六 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
  - 七 移行期間特例業務に関する社内規則
  - 八 直近の事業年度における当該外国投資運用業者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
  - 九 法人であるときは、次に掲げる書類  
イ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
-



- 
- ロ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
  - ハ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
  - ニ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
  - ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
  - ヘ 主要株主（法附則第三条の三第三項第二号ホに規定する主要株主をいう。附則第四十七条第二項第四号イ及び第四十九条第二項第九号トにおいて同じ。）が保有する対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。第十一号チ、附則第四十七条第二項第四号イ並びに第四十九条第二項第九号ト及び第十一号カにおいて同じ。）の数を記載した書面
  - 十 個人であるときは、次に掲げる書類
  - イ 届出者及び重要な使用人の履歴書
  - ロ 届出者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わる書面
-

- 
- ハ 届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該届出者及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該届出者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ニ 届出者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ホ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面
- 十一 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる書類
- イ 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（ロからニまでを除く。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- ロ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- ハ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- ニ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
-

ホ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法附則第三条の三第七項において準用する同条第一項の届出書に記載した場合において、二に掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ト 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

チ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

2 前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務に係る届出事項の金融庁長官等による縦覧)

第四十五条 金融庁長官又は移行期間特例業務届出管轄財務局長等は、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者をいう。以下同じ。）に係る別紙様式第三十二号に記載されている事項を金融庁若しくは当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局）に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

「条を加える。」

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第四項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

(移行期間特例業務に係る届出事項の移行期間特例業務届出者による縦覧)

第四十六条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の九第五項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十二号により作成した書面の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置いて公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

2 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の九第五項に規定する内閣府令で定める事項は、別紙様式第三十二号に記載されている事項とする。

3 第一項の書面は、別紙様式第三十二号に準じて英語で作成することができる。

(移行期間特例業務に係る届出事項の変更の届出)

「条を加える。」

第四十七条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する

「条を加える。」

場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により適用する法第六十三条の九第七項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写しを添付して、移行期間特例業務届出所管金融庁長官等（法附則第三条の三第四項の規定により適用する令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者）に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

- 一 法附則第三条の三第一項第一号又は附則第三十三条第六号イに掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類
- イ 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面
- ロ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法附則第三条の三第一項第二号若しくは第六号又は附則第三十

---

三条第六号ロ若しくはホに掲げる事項について変更があった場合  
当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 法附則第三条の三第一項第三号若しくは第四号又は附則第三十条第四号イ若しくは第六号ハ若しくは二に掲げる事項について変更があった場合 次に掲げる書類

イ 役員に変更があった場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

ロ 新たに役員又は重要な使用人となった者に係る次に掲げる書類

(1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

(2) 住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

(3) 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第三十一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

(4) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

(5) 法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員又は重要な使用人が誓約する書面

---

(6) 当該移行期間特例業務届出者が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号ハ又はニに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面）

(7) 当該移行期間特例業務届出者が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第三号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四 附則第三十三条第四号ロ又は第六号へに掲げる事項に変更があった場合 次に掲げる書類

イ 主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主。）が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ 新たに主要株主（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者の主要株主。ハにおいて同じ。）となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを誓約する書面（附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があった場合にあっては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号ホに該当しないことを当

該外国投資運用業者が誓約する書面)

ハ 新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法附則第三条の三第三項第二号へに該当しないことを誓約する書面(附則第三十三条第六号へに掲げる事項に変更があつた場合にあつては、当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第二号へに該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面)

3 第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

4 第一項の書面は、別紙様式第三十一号に準じて英語で作成することができる。

(移行期間特例業務に該当しなくなった場合の届出)

第四十八条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の地位の承継の届出)

第四十九条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により適用する法

「条を加える。」

「条を加える。」



第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第十一号に掲げる事項を除く。）を記載した届出書を、移行期間特例業務届出者（法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第一項の海外投資家等特例業務届出者に該当することとなる者に限る。）に係る移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一 承継した者の商号、名称又は氏名

二 承継の年月日及び理由

三 承継の方法

四 承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

五 承継した者が法人であるときは、役員の名又は氏名

六 承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名

七 承継した者の主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、

国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。）の名称及び所在地

八 承継した者が移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

九 承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類

十 承継した者の主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

十一 承継した者（法附則第三条の三第三項第一号に規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該承継した者及び令

- 
- 附則第五項各号に掲げる者。次号並びに次項第四号、第五号及び第八号において同じ。)が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日
- 十二 承継した者が当該届出の前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容
- 十三 承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項
- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所又は居所)
- ハ 法人であるときは、代表者の氏名
- 十四 承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号
- 十五 承継した者が法附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務を行う場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称
- ロ 資本金の額又は出資の総額
- ハ 役員の名又は名称
- ニ 重要な使用人があるときは、その者の氏名
- ホ 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- ヘ 当該外国投資運用業者(法附則第三条の三第三項第一号ロに
-

規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に掲げる者。ト並びに次項第十一号ニ、ホ及びトにおいて同じ。）が外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日

ト 当該外国投資運用業者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容

チ 主要株主に関する次に掲げる事項

- (1) 商号、名称又は氏名
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所又は居所）
- (3) 法人であるときは、代表者の氏名

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第一号から第四号まで及び第八号に掲げる書類を除く。）を添付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 承継した者が外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていることを証する書面

二 承継した者が前号の外国の法令に準拠し、当該外国において行

- 
- う投資運用業の概要（次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあっては、当該制限の内容及び根拠を含む。）を記載した書面
- イ 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割合
- ロ 運用を行う金銭その他の財産の総額
- ハ 顧客の属性
- 三 承継した者が、第一号の外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面
- 四 承継した者が監督を受けている第一号の外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書面の写し
- 五 承継した者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類
- イ 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
- ロ 当該外国の法令及びその訳文
- 六 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 七 移行期間特例業務に関する社内規則
- 八 直近の事業年度における承継した者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面
- 九 承継した者が法人であるときは、次に掲げる書類
-

- 
- イ 法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（二を除く。）に該当しないことを誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。）並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）。
- ロ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
- ハ 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面
- ニ 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面
- ホ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ヘ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面
- ト 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面
- 十 承継した者が個人であるときは、次に掲げる書類
- イ 法附則第三条の三第三項第一号及び第三号に該当しないことを誓約する書面
- ロ 承継した者及び重要な使用人の履歴書
- ハ 承継した者及び重要な使用人の住民票の抄本又はこれに代わ
-

---

る書面

二 承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を当該承継した者及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、ハに掲げる書類が当該承継した者及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ホ 承継した者及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ヘ 重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該重要な使用人が誓約する書面

十一 承継した者が法附則第三条の三第七項に規定する行為に係る業務を行う場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる書類

イ 外国の法令の規定により、当該外国において投資運用業を行うことにつき法第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を受けていることを証する書面

ロ イの外国の法令に準拠し、当該外国において行う投資運用業の概要（次に掲げる事項その他の事項について、当該外国の法令その他の規則による制限がある場合にあつては、当該制限の内容及び根拠を含む。）を記載した書面

(1) 投資の対象とする資産の種類並びにその保有額及び保有割

合

- (2) 運用を行う金銭その他の財産の総額
- (3) 顧客の属性

ハ イの外国の法令に準拠し、当該外国において投資運用業を開始してから三年を経過していること、又は令附則第五項に定める場合に該当することを証する書面

ニ 当該外国投資運用業者が監督を受けているイの外国の当局に提出した直近の事業報告書に類する書面の写し

ホ 当該外国投資運用業者が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、次に掲げる書類

- (1) 当該不利益処分の内容並びに当該不利益処分を受けた年月日及び理由を証する書面
- (2) 当該外国の法令及びその訳文

ヘ 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面

ト 直近の事業年度における当該外国投資運用業者が運用を行う金銭その他の財産の総額に占める令附則第六項に定める有価証券の価額の割合の推移を記載した書面

チ 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号及び第二号（ロからニまでを除く。）に該当しないことを当該外国投資運用業者が誓約する書面、定款（これに準ずるものを含む。並びに法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）

)

リ 役員及び重要な使用人の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

又 役員及び重要な使用人の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ル 役員及び重要な使用人の旧氏及び名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて前項の届出書に記載した場合において、又に掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ヲ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面

ワ 役員及び重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号イ又はハからリまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員及び重要な使用人が誓約する書面

カ 主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

3 第一項の届出書及び前項各号に掲げる書類は、英語で記載することができる。

（移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第五十条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第八号に掲げる場

「条を加える。」



合を除く。)とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)  
。又はハに該当することとなつた場合

ロ 役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなつた事実を知つた場合

ハ 定款(これに準ずるものを含む。)を変更した場合

ニ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなつた事実を知つた場合

二 個人にあつては、次に掲げる場合

イ 第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。)に該当することとなつた場合

ロ 重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当することとなつた事実を知つた場合

三 附則第四十四条第一項第二号、第六号又は第七号に掲げる書類の内容に変更があつた場合

四 役職員に法令等(法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいい、外国の法令等を含む。第九号へにおいて同じ。)に反する行為(移行期間特例業務以外の業務に係るものに

あつては、当該移行期間特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において「事故等」という。）があつたことを知つた場合（事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であつて、過失による場合を除く。次号において同じ。）

五 前号の事故等の詳細が判明した場合

六 訴訟若しくは調停（移行期間特例業務以外の業務に係るものにあつては、当該移行期間特例業務届出者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となつた場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

七 法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（当該移行期間特例業務届出者が外国において行う投資運用業に関するもの限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

八 法附則第三条の三第三項第一号へに該当することとなつた場合

九 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなつた場合

ロ 役員又は重要な使用人が第百九十九条第二号イ又はロに該当

- 
- することとなった事実を知った場合
- ハ 定款（これに準ずるものを含む。）を変更した場合
  - ニ 主要株主が第百九十九条第十一号ハ(1)から(4)までのいずれかに該当することとなった事実を知った場合
  - ホ 附則第四十四条第一項第十一号ロに掲げる書類の内容に変更があった場合
  - ヘ 役員に法令等に反する行為（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。ヘ及びト並びに次条第一項第七号イ及び第八号イにおいて「親会社の事故等」という。）があったことを知った場合（親会社の事故等が第百十八条第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる行為又は同号ハに掲げる行為（法令に違反する行為を除く。）であって、過失による場合を除く。トにおいて同じ。）
  - ト ヘの親会社の事故等の詳細が判明した場合
  - チ 当該外国投資運用業者が訴訟若しくは調停（当該外国投資運用業者の行う投資運用業の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終了した場合
  - リ 当該外国投資運用業者が法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（当該外国投資運用業者が外国において行う投資運用業に関するもの限り、法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）
-

又 当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第三項第一号へに該当することとなった場合

(移行期間特例業務届出者の廃業等の届出)

第五十一条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第一号に該当する場合 休止の期間又は再開の年月日及び休止又は再開の理由
- 二 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十第三項第二号に該当する場合 廃止の年月日及び理由
- 三 前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項
  - イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。以下「相当する法律」とする)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項
    - (1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者(前条第

「条を加える。」

---

九号イに該当する場合にあつては、当該外国投資運用業者。

(1)において同じ。)が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三條第二項、第六十三條の三第一項、第六十三條の九第一項若しくは第六十三條の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

(2) 当該登録等又は届出の年月日

(3) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日及び理由

(4) 当該登録等を取り消され、又は当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた業務の内容

ロ 法第二十九條の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 違反した法令の規定

(2) 刑の確定した年月日及び罰金の額

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が第九十九條第二号イ又は法第二十九條の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 第九十九條第二号イに該当することとなった場合にあつては、該当することとなった年月日及び理由

---

- 
- (2) 法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合には、破産手続開始の決定を受けた年月日
- (3) 法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合には、刑の確定した年月日及び刑の種類
- (4) 法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合には、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由
- (5) 法第二十九条の四第一項第二号ヘ又はトに該当することとなった場合には、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由
- (6) 法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合には、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由
- 四 前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合は、次に掲
-

げる事項

イ 第一百九十九条第二号イ又はロに該当することとなった役員又は重要な使用人の氏名又は名称

ロ 当該役員又は重要な使用人が第一百九十九条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

ハ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定を受けた年月日

ニ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

ホ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

ヘ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

- 
- ト 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号  
チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命  
ぜられた年月日及び理由
- 五 前条第一号ハ、第三号又は第九号ハ若しくはホに該当する場合  
次に掲げる事項
- イ 変更の内容及び理由
- ロ 変更の年月日
- 六 前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲  
げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項
- イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当すること  
となった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項
- (1) 該当することとなった主要株主の氏名
- (2) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)に該当すること  
となった場合にあつては、該当することとなった年月日及び  
理由
- (3) 当該主要株主又は代理人(第九十九条第十一号ハ(1)に規  
定する代理人をいう。イ及び次条第一項第四号イにおいて同  
じ。)が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することと  
なった場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日
- (4) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号  
ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、刑の確定  
した年月日及び刑の種類
- (5) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号
-



---

ニ又はホに該当することとなった場合にあつては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなった場合にあつては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 該当することとなった主要株主の商号又は名称

(2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合にあつては、当該主要株主が受けている登録等の内容及び年月日並びに当該登録等を取り消された年月日、理由及び業務の内容又は当該主要株主が行つた法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出の内容及び年月日並

---

---

びに当該届出に係る業務の廃止を命ぜられた年月日、理由及び業務の内容

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(4) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当する場合にあつては、違反した法令の規定、刑の確定した年月日及び罰金の額

(5) 当該主要株主が第九十九条第十一号ハ(4)に該当することとなつた場合にあつては、同号ハ(4)(i)又は(ii)に該当することとなつた法人を代表する役員の氏名又は名称

(6) 当該主要株主である法人を代表する役員が第九十九条第十一号ハ(4)(i)に該当することとなつた場合にあつては、該当することとなつた年月日及び理由

(7) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定を受けた年月日

(8) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の

---

---

四第一項第二号ハ又はリに該当することとなつた場合にあっては、刑の確定した年月日及び刑の種類

(9) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなつた場合にあっては、取り消され、又は命ぜられた年月日及び理由

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス法の提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号チに該当することとなつた場合にあっては、解任又は解職を命ぜられた年月日及び理由

七 前条第四号又は第九号へに該当する場合 次に掲げる事項  
イ 事故等（前条第九号へに該当する場合にあっては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 事故等を惹起した役職員の氏名又は名称及び役職名  
ハ 事故等の概要

---

- 
- 八 前条第五号又は第九号トに該当する場合 次に掲げる事項
- イ 事故等（前条第九号トに該当する場合にあつては、親会社の事故等。以下この号において同じ。）が発生した営業所又は事務所の名称
- ロ 事故等を惹起した従業員の氏名又は名称及び役職名
- ハ 事故等の詳細
- ニ 社内処分を行った場合はその内容
- 九 前条第六号又は第九号チに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項
- イ 訴訟又は調停の当事者となつた場合にあつては、次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟の提起又は調停の申立てが行われた年月日
- (3) 管轄裁判所名
- (4) 事件の内容
- ロ 訴訟又は調停が終了した場合にあつては、次に掲げる事項
- (1) 訴訟又は調停の当事者の氏名又は名称及び住所
- (2) 訴訟又は調停が終了した年月日
- (3) 判決又は和解の内容
- 十 前条第七号又は第九号リに該当する場合 次に掲げる事項
- イ 不利益処分の内容
- ロ 不利益処分を受けた年月日及び理由
- 十一 前条第八号又は第九号ヌに該当する場合 該当することとな
-

つた年月日及び理由

2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第五十二条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 附則第五十条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合  
次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)

。(1) に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類  
(1) 取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面  
(2) 当該外国の法令及びその訳文

ロ 法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロからホまで若しくはリ(同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。(2)において同じ。)に該当するこ

「条を加える。」

ととなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該移行期間特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあっては、取消し又は廃止を命ずる書面の写し又はこれに代わる書面並びに取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

二 附則第五十条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロ（これらの規定のうち第九十九条第二号ロに係る部分に限る。）に該当する場合 次に掲げる書類

イ 役員又は重要な使用者が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあっては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

ロ 役員又は重要な使用者が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあっては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

ハ 役員又は重要な使用者が法第二十九条の四第一項第二号ニ又

---

はホに該当することとなった場合で、外国において取り消され、又は命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

三 附則第五十条第一号ハ又は第九号ハに該当する場合 変更後の定款（これに準ずるものを含む。）

四 附則第五十条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる書類

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

(1) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなった場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面

(2) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号ハ又はロに該当することとなった場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(3) 当該主要株主又は代理人が外国において刑に処せられた場合にあつては、刑の根拠となった外国の法令及びその訳文

(4) 当該主要株主又は代理人が外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、登録等の取消し又は業務の廃止の根拠となる外国の法令及びその訳文

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる書類

---

- 
- (1) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イに該当することとなった場合にあつては、取消し又は廃止を命ずる書類の写し又はこれに代わる書面
  - (2) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号イ又は主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ニ若しくはホに該当する場合で、外国において登録等を取り消され、又は業務の廃止を命ぜられた場合にあつては、取消し又は廃止の根拠となつた外国の法令及びその訳文
  - (3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ハに該当することとなつた場合又は当該主要株主である法人を代表する役員が同項第二号ハ若しくはホに該当することとなつた場合にあつては、確定判決の判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面
  - (4) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号ロに該当することとなつた場合にあつては、破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
- 五 附則第五十条第三号又は第九号ホに該当する場合 変更後の附則第四十四条第一項第二号、第六号、第七号又は第十一号ロに掲げる書類
  - 六 附則第五十条第七号又は第九号リに該当する場合 当該不利益処分を規定する外国の法令及びその訳文
  - 七 附則第五十条第八号又は第九号ヌに該当する場合 附則第四十
-



- 四条第一項第八号に規定する割合の推移の見込みを記載した書面
- 2 前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

(移行期間特例業務届出者の解散の届出)

- 第五十三条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第四項の規定により届出を行う者は、解散の年月日及び理由を記載した届出書を、当該届出に係る移行期間特例業務届出者が令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定を受けた移行期間特例業務届出者の場合にあつては金融庁長官、それ以外の移行期間特例業務届出者の場合にあつては当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。
- 2 前項の届出書は、英語で記載することができる。

(業務に関する帳簿書類)

- 第五十四条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十二第一項の規定により移行期間特例業務届出者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一百五十七条第一項第一号イ(1)から(4)まで及びロからニまで並びに第二号イに掲げる帳簿書類
- 二 第一百五十七条第一項第十七号（ホを除く。）に掲げる帳簿書類

「条を加える。」

「条を加える。」

(第百三十四条第五項第五号に該当する場合における同号の書面の写しを含む。)

三 法附則第三条の三第五項第二号に掲げる行為に係る業務を行う者であるときは、第百五十七条第一項第七号から第九号までに掲げる帳簿書類

2 前項各号に掲げる帳簿書類は、英語で記載することができる。

3 第一項第一号に掲げる帳簿書類はその作成の日(第百五十七条第一項第二号に掲げる帳簿書類にあつては、その効力を失つた日)から五年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分に限る。)に掲げる帳簿書類はその作成の日から七年間、第一項第二号(同条第一項第十七号二に係る部分を除く。)及び第三号に掲げる帳簿書類はその作成の日(同条第一項第十七号イに掲げる帳簿書類にあつては、その契約その他の法律行為に係る業務の終了の日)から十年間保存しなければならない。

(事業報告書)

第五十五条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により適用する法第六十三条の十二第二項の規定により移行期間特例業務届出者が提出する事業報告書は、別紙様式第三十三号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書は、別紙様式第三十三号に準じて英語で作成することができる。

3 移行期間特例業務届出者(会社に限る。)は、第一項の事業報告

「条を加える。」

書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、指定国際会計基準又は修正国際基準（当該移行期間特例業務届出者が外国会社である場合にあつては、その主たる営業所若しくは事務所の所在する外国における公正妥当な企業会計の慣行を含む。）に従うものとする。

4 移行期間特例業務届出者（会社を除く。）は、第一項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（事業報告書の提出期限の承認の手続等）

第五十六条 外国法人である移行期間特例業務届出者は、令第十七条の十三の八ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
  - 二 法附則第三条の三第一項の規定による届出の年月日
  - 三 事業報告書の提出に関し当該承認を受けようとする期間
  - 四 事業報告書に係る事業年度終了の日
  - 五 事業報告書の提出に関し当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
  - 二 当該承認申請書に記載された外国法人である移行期間特例業務

「条を加える。」

---

届出者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 移行期間特例業務届出所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である移行期間特例業務届出者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあっては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である移行期間特例業務届出者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

---

- 一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨
- 二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は、英語で記載することができる。

(説明書類の縦覧)

- 第五十七条** 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の規定により移行期間特例業務届出者は、別紙様式第三十四号により作成した説明書類又は附則第五十五条第一項の事業報告書の写しを主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行う全ての営業所若しくは事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所若しくは事務所及び移行期間特例業務を行うため国内に設ける全ての営業所又は事務所)に備え置く方法その他の方法により法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十二第三項の説明書類を公衆の縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。
- 2 前項の説明書類は、別紙様式第三十四号に準じて英語で作成することができる。
  - 3 法附則第三条の三第四項の規定により適用する法第六十三条の十

「条を加える。」

二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、別紙様式第三十四号又は附則第五十五条第一項の事業報告書に記載されている事項とする。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第五十八条 外国法人である移行期間特例業務届出者は、令第十七条の十三の九ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
  - 二 法附則第三条の三第一項の規定による届出の年月日
  - 三 説明書類の縦覧に関し当該承認を受けようとする期間
  - 四 説明書類に係る事業年度終了の日
  - 五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
  - 二 当該承認申請書に記載された外国法人である移行期間特例業務届出者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
  - 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

「条を加える。」

3 移行期間特例業務届出所管金融庁長官等は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である移行期間特例業務届出者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である移行期間特例業務届出者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかつた旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

5 第一項の承認申請書、第二項各号に掲げる書類及び前項の書類は

、英語で記載することができる。

(届出書等の提出先等)

第五十九条 移行期間特例業務届出者が届出書その他法、令又はこの府令に規定する書類を移行期間特例業務届出管轄財務局長等に提出しようとする場合において、当該移行期間特例業務届出者の本店等の所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にあるときは、当該移行期間特例業務届出者は、当該書類及びその写し一通を財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由して提出しなければならない。

2 附則第四十九条第一項及び第五十三条第一項に規定する届出書の提出先については、前項に定めるところに準ずるものとする。

(投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第六十条 法附則第三条の三第五項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該行為が外国投資信託の受益証券若しくは外国投資証券に表示される権利又は法第二条第二項第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行うものである場合において、これらの有価証券に係る権利が財産的価値に表示されるときにおける当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措施がとられていないものとする。

2 法附則第三条の三第五項第一号ロ及び第二号ロに規定する内閣府

「条を加える。」

「条を加える。」



令で定めるものは、当該受益証券に係る権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

3 法附則第三条の三第五項第一号ハ及び第二号ハに規定する内閣府令で定めるものは、当該権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

4 法附則第三条の三第五項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、当該有価証券に係る権利が財産的価値に表示される場合における当該財産的価値を海外投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていないものとする。

(海外投資家等から除かれる者)

第六十一条 法附則第三条の三第五項第一号イ(3)に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 その発行する法第二条第一項第五号、第九号若しくは第十五号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券(同項第五号、第九号又は第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものに限り。)に表示される権利又は同条第二項第三号若しくは第四号に掲げる権利(その取得の対価の額を超えて財産の給付を受けることがないことを内容とする権利を除く。)を海外投資家等(法附則第三条の三第六項に規定する海外投資家等をいう。次号

「条を加える。」

において同じ。) 以外の者が取得している特別目的会社

二 法第二条第二項第五号又は第六号に掲げる権利に対する投資事業に係る契約その他の法律行為(当該契約その他の法律行為に基づく権利が同項第五号又は第六号に掲げる権利に該当するものに限る。)で海外投資家等以外の者を相手方とするものに基づき当該相手方から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて当該投資事業を行い、又は行おうとする者(金融商品取引業者等(投資運用業を行う者に限る。))であるものを除く。)

(譲渡に係る契約に定めるべき事項)

第六十二条 令附則第九項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘(法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。次号及び次条において同じ。)に応じて取得した当該受益証券又は外国投資証券を海外投資家等以外の者に譲渡しないこと。

二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該受益証券又は外国投資証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該受益証券又は外国投資証券の売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次条第二号において同じ。)

を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該受益証券又は外国投資証券の買付けを行おうとする者との間において、当該買付けを行おうとする者が買付けした当該受益証券又は外国投資証券を海

「条を加える。」

外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

第六十三条 令附則第十項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡しないこと。
- 二 当該取得しようとする者が当該取得勧誘に応じて取得した当該受益証券を譲渡する場合には、その相手方に対し、当該受益証券の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該受益証券の買付けを行おうとする者との間において、当該買付けを行うとしようとする者が買付けした当該受益証券を海外投資家等以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することが買付けの条件とされていることを告知すべきこと。

(海外投資家等の範囲)

第六十四条 令附則第十二項第四号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該外国投資運用業者の子会社等（令第十五条の十六第三項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）又は当該外国投資運用業者の親会社等（同項に規定する親会社等をいう。）の子会社等

「条を加える。」

「条を加える。」

二 当該外国投資運用業者が行う一の運用対象財産（当該外国投資運用業者が法附則第三条の三第五項各号に掲げる行為を行う業務に係る権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。次号において同じ。）の運用に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者

三 当該外国投資運用業者が一の運用対象財産の運用として行うこととなる取引の対象となるもの（以下この号において「取引対象」という。）の価値等（取引対象の価値、オプションの対価の額又は取引対象に係る指標の動向をいう。以下この号において同じ。）若しくは価値等の分析に基づく投資判断（投資の対象となるものの種類、数及び価格並びに売買の別、方法及び時期についての判断又は行うべき取引の内容及び時期についての判断をいう。）に関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもので、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、当該外国投資運用業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該外国投資運用業者と締結している者又は当該投資判断に関し、当該方法により助言を行うことを約し、当該業者がそれに対し報酬を支払うことを約する契約を当該業者と締結している者

四 令附則第十二項第三号及び前三号に掲げる者の役員又は使用人  
五 当該外国投資運用業者（個人である者に限る。）並びに令附則第十二項第一号及び第二号並びに前三号に掲げる者の親族（配偶

---

2 者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）  
法附則第三条の三第六項第三号に規定する内閣府令で定める者は  
、金融商品取引業者等のうち投資運用業を行う者とする。

---

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。）

役員の業績連動報酬の状況

[(8)・(9) 略]

（注意事項）

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

（注意事項）

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下に記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

[(8)・(9) 略]

[(10)～(26-2) 略]

2 経理の状況

[略]

[(8)・(9) 同左]

[(10)～(26-2) 同左]

2 経理の状況

[同左]

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。）

役員の業績連動報酬の状況

[(8)・(9) 略]

（注意事項）

1 業務の状況

[(1)~(6) 略]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書

別紙様式第十五号の二（第八十三条第一項、第二項関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

（注意事項）

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[(8)・(9) 同左]

（注意事項）

1 業務の状況

[(1)~(6) 同左]

(7) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]



に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下に記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

[(8)・(9) 略]

[(10)～(21) 略]

2 経理の状況

[略]

[(8)・(9) 同左]

[(10)～(21) 同左]

2 経理の状況

[同左]

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本産業規格A4）

事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日

登録金融機関名  
所在地  
代表者氏名

（注意事項）

[略]

[1～7 略]

8 営業所等並びに役員及び使用人の状況

(1) 営業所等数並びに役員及び使用人の状況

営業所等数	役員			使用人	みなし使用人	合計
	常勤	非常勤	小計			
	名	名	名	名	名	名
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(2) 役員<sup>1</sup>の業績連動報酬の状況（投資運用業を行う登録金融機関に限る。）

役員 <sup>1</sup> の業績連動報酬の状況

（注意事項）

[1～3 略]

4 営業所等数並びに役員及び使用人の状況

[(1)・(2) 略]

(3) 「役員<sup>1</sup>の業績連動報酬の状況」の欄には、役員<sup>1</sup>の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受

別紙様式第十六号（第八十七条関係）

（日本産業規格A4）

事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日

登録金融機関名  
所在地  
代表者氏名

（注意事項）

[同左]

[1～7 同左]

8 営業所等並びに役員及び使用人の状況

営業所等数	役員			使用人	みなし使用人	合計
	常勤	非常勤	小計			
	名	名	名	名	名	名
( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

[加える。]

（注意事項）

[1～3 同左]

4 営業所等数並びに役員及び使用人の状況

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下(3)において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下(3)において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること

- 。イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。
- ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。
- ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員との区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の数員数を記載すること。
- ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

9 登録金融機関業務の状況  
[略]

9 登録金融機関業務の状況  
[同左]

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)~(5) 略]

(6) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

[(7)~(9) 略]

（注意事項）

1 業務の状況

[(2)~(5) 略]

(6) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 略]

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書

別紙様式第二十一号の二（第二百四十六条の三関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(5) 同左]

(6) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

[(7)~(9) 同左]

（注意事項）

1 業務の状況

[(2)~(5) 同左]

(6) 役員及び使用人の状況

[(1)~(3) 同左]

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下④において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

[(7)~(9) 略]

[(10)~(12-2) 略]

2 経理の状況

[略]

[(7)~(9) 同左]

[(10)~(12-2) 同左]

2 経理の状況

[同左]

別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left[ \begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[略]

1 業務の状況

[(1)~(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

[(5)・(6) 略]

（注意事項）

1 業務の状況

[(2)・(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

[①・② 略]

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書

別紙様式第二十一号の三（第二百四十六条の五関係）

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left[ \begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$

年 月 日

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

[同左]

1 業務の状況

[(1)~(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

[(5)・(6) 同左]

（注意事項）

1 業務の状況

[(2)・(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

[①・② 同左]

[加える。]

に記載したものを除く。)をいう。以下③において同じ。)に業績連動報酬(その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。)が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)、監査等委員(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

[(5)・(6) 略]

[(7)・(7-2) 略]

2 経理の状況

[略]

[(5)・(6) 同左]

[(7)・(7-2) 同左]

2 経理の状況

[同左]

別紙様式第二十一号の四（第二百四十六条の十一、第二百四十六条の二十関係）

[様式を加える。]

（日本産業規格A4）

（第1面）

海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

財務（支）局長 殿

届出者 住所又は所在地

電話番号（ ） ー

商号

又は名称

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法第63条の9第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況	別添1のとおり
海外投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況	別添2のとおり
役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況	別添3のとおり
主要株主の状況	別添4のとおり

（第2面）

（別添1：海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況）

商号、名称又は氏名



( 年 月 日現在)

代表者		業務の種別			主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に 行っ てい る事 業の 種類	資本金の 額又は出 資の総額 (円)
(ふ りが な) 氏名	役 職	運 用	募 集	私 募	名 称	所 在 地	電 話 番 号			

(注意事項)

- 「業務の種別」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。
- 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額 (円)」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に ( ) 書きで併せて記載することができる。

(第 3 面)

(別添 2 : 海外投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

出資対象事業 持分の名称	出資対象事業 持分の種別	出資対象事業の内容	業務の種別 (運用・募)

		(商品分類)	(内容)	集・私募の別)

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあつては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「業務の種別(運用・募集・私募の別)」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

(第4面)

(別添3：役員及び政令で定める使用人並びに海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所等の状況)

商号、名称又は氏名

1 役員及び政令で定める使用人の状況 ( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。以下この様式において同じ。）について本表に記載する必要はないが、「4 国内における代表者の状況」欄に記載すること。
  - 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
  - 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 2 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

(ふりがな) 氏名又は名称	役職

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

3 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

4 国内における代表者の状況

(ふりがな) 氏名、商号又は 名称	所在地又は 住所	電 話 番 号

(注意事項)

- 届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。
- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名、商号又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添4：主要株主の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

1 個人	2 法人
(ふりがな)	

商号、名称又は氏名	
本店又は主たる事務所 の所在地	
住所又は居所	
(ふりがな) 代表者の氏名	

(注意事項)

- 1 主要株主ごとに表を作成して記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 3 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 4 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

（日本産業規格 A 4）

海外投資家等特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日時点

届出者 住所又は所在地  
 商 号  
 又は名称  
 氏 名  
 （法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

1 海外投資家等特例業務に関する届出を行った者の状況

（ 年 月 日現在）

代表者		業務の種別			主たる営業所又は事務所			ホーム ページ アドレ ス	他に 行っ てい る事 業の 種類	資本金 の額又 は出資 の総額 （円）
（ふ りが な） 氏名	役 職	運 用	募 集	私 募	名 称	所 在 地	電 話 番 号			

（注意事項）

- 1 「業務の種別」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」

と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

- 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
- 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

2 海外投資家等特例業務に関する法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利の状況

( 年 月 日現在)

出資対象事業 持分の名称	出資対象事業 持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別（運 用・募集・私募 の別）
		（商 品 分 類 ）	（内容）	

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契

約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

3 役員及び政令で定める使用人の状況

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別

(注意事項)

1 外国法人にあっては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。

3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

4 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと



認められる者に関する事項

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

5 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

( 年 月 日現在)

名称	所在地	電話番号

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

別紙様式第二十一号の六（第二百四十六条の二十七、第二百四十六条の二十八関係）

[様式を加える。]

（日本産業規格 A 4）

金融商品取引業者が行う海外投資家等特例業務に関する届出書

年 月 日

金融庁長官

財務（支）局長 殿

届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号

住所又は所在地

商 号

又は名称

氏 名

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 法第 63 条の 9 第 1 項又は第 63 条の 9 第 7 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 海外投資家等特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。

金融商品取引法第 63 条の 11 第 1 項の規定により、以下のとおり届け出ます。

1 業務の種別

業 務 の 種 別			主たる営業所又は事務所の電話番号	ホームページアドレス
運用	募集	私募		

(注意事項)

「業務の種別」の欄には、法第 63 条の 8 第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。

2 海外投資家等特例業務に関する法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に掲げる権利の状況

出資対象事業 持分の名称	出資対象事業 持分の種別	出資対象事業の内容		業務の種別（運 用・募集・私募 の別）
		（商 品 分 類 ）	（内容）	

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契

約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。ただし、出資対象事業持分が電子記録移転権利又は令第1条の12第2号に規定する権利である場合にあっては、「電子記録移転権利」又は「令第1条の12第2号に規定する権利」の別について併せて記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「業務の種別（運用・募集・私募の別）」の欄には、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務のみを行う場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行う場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行う場合は「運用・私募」と記載すること。

3 海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法第63条の9第1項又は第63条の9第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 説明書類に記載する事項

- |                         |
|-------------------------|
| 1 別紙様式第二十一号の八に記載されている事項 |
| 2 事業報告書に記載されている事項       |

(5) 株主総会決議事項の要旨

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤 名		
総数	名	名	名	名

② 役員の状況

[様式を加える。]

役職名	氏名又は名称

③ 国内における代表者の状況

氏名、商号又は名称	住所又は所在地	電話番号

④ 役員の実績連動報酬の状況

役員の実績連動報酬の状況

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名称	所在地	役員及び使用人名
計 店		計 名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合

その他 (名)		%
計名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と記載し、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」と記載し、他にしている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第二十一号の八に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこ

と。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、海外投資家等特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員状況について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員業績連動報酬の状況

役員報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下に記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。



ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

--

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下④及び12において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

(11) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数		契約額	
	うち出資者が非居住者のみ		うち出資者が非居住者のみ	
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(11-2) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の募集又は  
 私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限  
 る。）

区分	ファンド数		契約額	
	うち出資者 が非居住者 のみ		うち出資者 が非居住者 のみ	
法第2条第2 項第5号に係 るもの			百万円	百万円
法第2条第2 項第6号に係 るもの				
合計				

(12) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るも  
 のを除く。）

出資対象事業持 分の名称		
出資対象事業の 内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持 分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	

募集・私募の期間			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			
存続期間			
出資者の状況	出資者の区分		出資者数
	法第63条の8第2項第1号に掲げる者		名
	うち個人		名
	法第63条の8第2項第2号に掲げる者		名
	うち個人		名
	法第63条の8第2項第3号に掲げる者		名
	うち個人		名
	合 計		名
主な出資者の種別	種別		出資割合
	1		%
	2		%
	3		%
海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資	出資額		円
	出資割合		%

割合			
海外投資家等の 状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	7	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	8	商号・名称又は氏名	

	名			
	区分		( 号)	
	出資額		円	
	9	商号・名称又は氏名		
		区分		( 号)
		出資額		円
	10	商号・名称又は氏名		
		区分		( 号)
		出資額		円
ファンドの資産構成	区分		金額 備考	
	現金		百万円	
	有価証券		百万円	
	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分		割合	
	1		%	
	2		%	
	3		%	
投資対象地域				
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額 備考	
			百万円	
			百万円	
			百万円	

		百万円	
総出資額		百万円 ( 百万円)	
純資産額		百万円	
純資産額（1年前）		百万円	
総資産額		百万円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払配当 等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等のうち非居住者の出資額及び出資割合」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄に記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2



項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。)の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「運用・募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と記載すること。当該業務に加えて、当期において同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「運用・募集」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「運用・私募」と記載すること。
- 6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 7 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 8 「主な出資者の種別」の欄には、「国・日本銀行」、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（9において同じ。）。

「国・日本銀行」

法第 2 条第 31 項第 2 号又は第 3 号に掲げる者をいう。

「外国法人」

法第 63 条の 8 第 2 項第 1 号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

第 246 条の 10 第 1 項に規定する外国に住所を有する個人、令第 17 条の 13 の 5 第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者又は第 246 条の 10 第 3 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 8 及び 9 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者又は定義府令第 23 条第 9 号に掲げる者（居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 8 において同じ。）に限る。）をいう。

「金融機関等」

定義府令第 10 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号及び第 21 号に掲げる者、定義府令第 23 条第 2 号から第 5 号までに掲げる者（居住者に限る。）又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令第 17 条の 13 の 5 第 3 項第 3 号に掲げる者、定義府令第 10 条第 1 項第 20 号、第 23 号イ若しくは第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者に限る。）又は定義府令第 23 条第 1 号若しくは第 6 号から第 8 号までに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第 10 条第 1 項第 24 号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国の法令に準拠して設立された厚生年金基金等」

第 246 条の 10 第 2 項第 2 号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法第 63 条の 8 第 2 項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

- 10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

- 11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第 2 条第 21 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下 11 において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

- 12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位 3 位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。

- 13 「投資対象地域」の欄には、投資対象資産が存在する地域（日本、北米等）を記載すること。

14 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

15 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

16 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

17 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。

18 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。

19 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(12—2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業 持分の名称		
出資対象事業 の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業 持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	運用・募集・私募の別	
募集・私募の 期間		
出資金払込口 座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法第 63 条の 8 第 2 項 第 1 号に掲げる者	名

	うち個人	名
	法第 63 条の 8 第 2 項 第 2 号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第 63 条の 8 第 2 項 第 3 号に掲げる者	名
	うち個人	名
	合 計	名
主な出資者の 種別	種別	出資割合
	1	%
	2	%
	3	%
海外投資家等 のうち非居住 者の出資額及 び出資割合	出資額	円
	出資割合	%
海外投資家等 の状況	1	商号・名称又は 氏名
		区分 ( 号)
		出資額 円
	2	商号・名称又は 氏名
		区分 ( 号)
		出資額 円
	3	商号・名称又は 氏名
		区分 ( 号)

	出資額	円
4	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
5	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
6	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
7	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
8	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
9	商号・名称又は 氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
1 0	商号・名称又は 氏名	

	区分	( 号)	
	出資額	円	
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金	百万円	
	有価証券	百万円	
	うち非上場株式	百万円	
	デリバティブ資産	百万円	
	暗号資産	百万円	
	合計	百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション	ショート・ポジション	
	百万円	百万円	
主な投資対象資産	区分		割合
	1		%
	2		%
	3		%
投資対象地域			
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方	取引額	備考
		百万円	
		百万円	
		百万円	
総出資額	百万円		



	( 百万円)		
純資産額	百万円		
純資産額 (1年前)	百万円		
総資産額	百万円		
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の総支払配当等額	設定来総支払配当等累計額
	%	百万円	百万円
想定配当等利回り	%	/	/
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

(12)の注意事項に準じて記載すること。

## 2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$   
 年 月 日

商号又は名称  
 住所又は所在地  
 氏名  
 （法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤名		
総数	名	名	名	名

② 役員状況

役職名	氏名又は名称

[様式を加える。]

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

(5) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法第63条の8第1項第1号に掲げる行為に係る業務を行っている場合は「運用」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と記載し、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」と記載し、他に「行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（海外投資家等特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状態

当期末現在における役員ごとに表を作成して記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条の9第6項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③ 役員の業績連動報酬の状態

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなつたもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状態

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例

業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業 持分の名称		
出資対象事業 の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業 持分の種別		
出資金払込口 座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法第63条の8第2項第 1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第 2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第63条の8第2項第 3号に掲げる者	名

	うち個人	名
	合 計	名
海外投資家等 のうち非居住 者の出資額及 び出資割合	出資額	円
	出資割合	%

(注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」及び「出資者の状況」の欄に記載すれば足りる。

当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。6において同じ。）の計算期間と海外投資家等特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、「外国の法令に基づく権利」にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座

の所在する国又は地域の名称を記載すること。

6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

7 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

(7-2) ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法第 63 条の 8 第 2 項第 1 号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第 63 条の 8 第 2 項第 2 号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法第 63 条の 8 第 2 項第 3 号に掲げる者	名
うち個人	名	

	合 計	名
海外投資家等の うち非居住者の 出資額及び出資 割合	出資額	円
	出資割合	%

(注意事項)

(7)の注意事項に準じて記載すること。

## 2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。



別紙様式第三十一号 (附則第三十一条関係)

[様式を加える。]

(日本産業規格 A 4)

(第 1 面)

移行期間特例業務に関する届出書

年 月 日

財務(支)局長 殿

届出者 住所又は所在地  
電話番号 ( ) -  
商号  
又は名称  
氏名

(法人にあつては、代表者の役職名)

(注意事項)

- 1 移行期間特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者(法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員)を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
- 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に( )書きで併せて記載することができる。

金融商品取引法附則第3条の3第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。

(第 2 面)

1	法人・個人の別	法 人	個 人
2	(ふ り が な) 商号又は名称		
3	(ふ り が な) 氏 名		
4	法人であるときは、資本金の額又は出資の総額	別添1のとおり	

5 法人であるときは、役員 (外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり
6 移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人(附則第32条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添3のとおり
7 移行期間特例業務に関し、運用(その指図を含む。)を行う部門を統括する使用人(附則第32条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添4のとおり
8 業 務 の 種 別	別添5のとおり
9 主たる営業所又は事務所 (外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。)の状況	別添6のとおり
10 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況	別添7のとおり
11 他にしている事業の種類	別添8のとおり
12 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第3項第1号ロに規定する政令で定める場合に該当する者にあつては、当該外国投資運用業者及び令附則第五項各号に	年 月 日

<p>掲げる者。13において同じ。)が外国(法附則第3条の3第3項第1号イに規定する外国をいう。)の法令に準拠し、当該外国において投資運用業に係る業務を開始した日</p>	
<p>13 当該外国投資運用業者(法附則第3条の3第7項において準用する場合にあっては、当該外国投資運用業者及び当該届出を行う者)が当該届出の日前3年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容</p>	<p>別添9のとおり</p>
<p>14 法人であるときは、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称</p>	<p>別添10のとおり</p>
<p>15 法人であるときは、主要株主(法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要</p>	<p>別添11のとおり</p>

株主をいい、同条第7項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。)の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地(個人にあつては住所又は居所)及び代表者の氏名	
16 外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号	別添12のとおり
17 法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項	別添13のとおり

(注意事項)

- 1 「1 法人・個人の別」欄は、該当するものに○印を付けること。
- 2 「2 商号又は名称」欄及び「3 氏名」欄
  - (1) 法人は商号又は名称を「2 商号又は名称」欄に記載し、個人は氏名を「3 氏名」欄に記載すること。
  - (2) 個人は「2 商号又は名称」欄に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
  - (3) 外国人においては、住民票等に記載された通称がある場合は、( )書きで併せて記載することができる。
  - (4) 氏を改めた者においては、旧氏及び名を( )書きで併せて記載することができる。

(第3面)

(別添1：資本金の額又は出資の総額)

商号、名称又は氏名

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
--------------	-------

	年 月 日 現在
--	----------

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

(第4面)

(別添2：役員（外国法人にあっては、国内における代表者を含む。）の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に( )書きで併せて記載することができる。

(第5面)

(別添3：移行期間特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

--	--

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に ( ) 書きで併せて記載することができる。

(第6面)

(別添4：移行期間特例業務に関し、運用を行う部門を統括する使用人の氏名)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に ( ) 書きで併せて記載することができる。

(第7面)

(別添5：業務の種別)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

業務の種別
1 法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務 ( 年 月 日)
2 法附則第3条の3第5項第1号ロに掲げる行為に係る業務 ( 年 月 日)
3 法附則第3条の3第5項第1号ハに掲げる行為に係る業務 ( 年 月 日)

- 4 法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に係る業務  
( 年 月 日)
- 5 法附則第3条の3第5項第2号ロに掲げる行為に係る業務  
( 年 月 日)
- 6 法附則第3条の3第5項第2号ハに掲げる行為に係る業務  
( 年 月 日)

(注意事項)

- 1 行おうとする業務の番号を○で囲むこと。
- 2 それぞれの業務について、届出年月日又は変更届出年月日を記載すること。

(第8面)

(別添6：主たる営業所又は事務所（外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。）の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号	ホームページ アドレス

(第9面)

(別添7：移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

移行期間特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。

(第10面)

(別添8：他に行っている事業の種類)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(第11面)

(別添9：当該外国投資運用業者（法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者及び当該届出を行う者）が当該届出の日前三年以内に法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けたことがある場合には、当該不利益処分を受けた年月日、理由及びその内容)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

年月日	理由	内容
年 月 日		

(第12面)

(別添10：相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者の氏名又は名称)

商号、名称又は氏名



( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に ( ) 書きで併せて記載することができる。

(第13面)

(別添11：主要株主（法附則第3条の3第3項第2号ホに規定する主要株主をいい、同条第七項において準用する場合にあつては当該外国投資運用業者を除く。）の商号、名称又は氏名、本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては住所又は居所）及び代表者の氏名）

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は 氏名	
本店又は主たる 事務所の所在地	
住所又は居所	
(ふりがな)	

代表者の氏名	
--------	--

(注意事項)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に ( ) 書きで併せて記載することができる。
- 2 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

(第14面)

(別添12：国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号)

商号、名称又は氏名

( 年 月 日現在)

所在地又は住所	電話番号

(第15面)

(別添13：法附則第3条の3第7項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する事項)

商号、名称又は氏名

1 商号又は名称

(ふりがな) 商号又は名称

2 資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は出資の総額	年 月 日
--------------	-------

	年 月 日 現在
--	----------

(注意事項)

外貨建ての場合は、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記すること。

- 3 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該外国投資運用業者に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の氏名又は名称

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

- 4 重要な使用人（令附則第3項に規定する使用人をいう。以下同じ。）があるときは、その者の氏名

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

5 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地

6 主要株主に関する事項

( 年 月 日現在)

1 個人	2 法人
(ふりがな) 商号、名称又は 氏名	
本店又は主たる 事務所の所在地	
住所又は居所	
(ふりがな) 代表者の氏名	

(注意事項)

- 1 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 2 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 個人の場合は、「本店又は主たる事務所の所在地」及び「代表者の氏名」欄は空欄とすること。法人の場合は、「住所又は居所」欄は空欄とすること。

（日本産業規格 A 4）

移行期間特例業務に関する公衆縦覧

年 月 日時点

届出者 住所又は所在地  
 商 号  
 又は名称  
 氏 名  
 （法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

- 1 移行期間特例業務を行う者が法人でない団体である場合には、当該団体の代表者又は管理者（法人又は個人に限り、複数名いる場合にはその全員）を届出者として、当該団体の名称及び根拠規定と併せて記載すること。
  - 2 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 1 移行期間特例業務に関する届出を行った者の状況

（ 年 月 日現在）

代表者		業務の種別					主たる営業所又は事務所			ホームページアドレス	他に行っている事業の種類	資本金の額又は出資の総額（
（ふりがな）氏名	役職	運用	募集の取扱い	私募の取扱い	募集	私募	名称	所在地	電話番号			

													円 )

(注意事項)

- 1 「業務の種別」の欄には、法附則第3条の3第5項第1号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」の欄に「○」と、同項第2号に掲げる行為に係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行う場合は「募集の取扱い」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行う場合は「私募の取扱い」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行う場合は「募集」の欄に「○」と、同号に掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行う場合は「私募」の欄に「○」と記載すること。
  - 2 「代表者」及び「資本金の額又は出資の総額（円）」の欄には、届出者が法人である場合に記載すること。
  - 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 2 役員及び政令で定める使用人の状況

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別

(注意事項)

- 1 外国法人にあっては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。
  - 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
  - 3 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 3 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者に関する事項

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職

(注意事項)

- 氏を改めた者においては、旧氏及び名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。
- 4 移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況
- ( 年 月 日現在)

名 称	所 在 地	電 話 番 号

(注意事項)

移行期間特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。



（日本産業規格 A 4）

第 期事業報告書  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$

年 月 日提出

商号又は名称

住所又は所在地

氏名

（法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

法附則第3条の3第1項又は同条第4項の規定により適用する法第63条の9第7項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、氏名を記載する欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 説明書類に記載する事項

- 1 別紙様式第三十四号に記載されている事項
- 2 事業報告書に記載されている事項

- (5) 株主総会決議事項の要旨
- (6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員	使用人	計

		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称

③ 国内における代表者の状況

氏名、商号又は名称	住 所 又 は 所 在 地	電 話 番 号

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(8) 株主の状況

氏名又は名称	住所又は所在地	割合
その他 (名)		%
計名		100.00%

(9) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監査の内容

(10) 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「投資一任契約に基づく運用」と、同号ロに掲げる行為に係る業務を行っている場合は、「外国投資信託の受益証券に係る運用」と、同号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は、「法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る運用」と、法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行っている場合は「募集の取扱い」と、同号イに掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行っている場合は「私募の取扱い」と記載し、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合には「募集」と記載し、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業

務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 説明書類に記載する事項

法附則第3条の3第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第63条の12第3項の規定に基づき作成する説明書類に記載する事項が、別紙様式第三十四号に記載されている事項か、事業報告書に記載されている事項かの別について、該当する番号を○で囲むこと。

(5) 株主総会決議事項の要旨

届出者が株式会社である場合には、当期に係る定時及び臨時株主総会の開催年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。ただし、移行期間特例業務に関連しない決議事項にあつては、記載を要しない。

(6) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（移行期間特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の場合

当期末現在における役員の場合について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。③において同じ。）について③に記載すれば足りる。

③ 国内における代表者

届出者が外国法人である場合には国内における代表者について記載し、それ以外の場合は記載を要しない。

④ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下④において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下④において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役員及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(7) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(7)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(8) 株主の状況

届出者が株式会社である場合には、当期末現在における上位10位までの株主及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、総株主等の議決権に占める当該株主が保有する株式に係る議

決権の割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(9) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(10) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(11) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

① 契約件数等

	海外			小計	国内		小計	合計
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

(注意事項)

1 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数

値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

2 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファン

ド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。  
 ) のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額	割合
法附則第3条の3第 3項第1号へに規定 する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第



2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。)を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況(同号に係るみなし有価証券にあつては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。)

(単位：百万円)

区分	募集の取扱高	私募の取扱高
外国投資信託の受益証券	( )	( )
外国投資証券	( )	( )
法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券	( )	( )

(注意事項)

- 1 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)	(内容)	
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	円 口 ( )	円 口	円
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資 (1 年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純	1口当たり純	

	資産額	資産額（1年前）	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額（1年前）	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ 資産	円	
	暗号資産	円	
	合計	円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払 配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表 監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所 在地			
資金の流れ			

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

存続期間の終期が存在しない又は存続期間の終期を把握できない同号に係るみなし有価証券については、「存続期間の終期」の欄に、それぞれ「なし」又は「把握不可」である旨を記載して、募集の取扱い又は私募の取扱いを行った日を含む事業年度以降5事業年度の事業報告書に記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高

(累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの)及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書(括弧書)としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額(1年前)」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高(金額)及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高(金額)を記載すること。現金・預金、有価証券、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高(金額)を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高(金額)、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高(金額)についても記載すること。

8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り(年率)を記載すること。

9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った

額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。

10 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

11 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

12 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

13 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限る、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。

⑨において同じ。）

(単位：百万円)

区分	募集の 取扱高	私募の 取扱高
法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券	( )	( )

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	(商品分類)	(内容)

出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	円 口 ( )	円 口	円
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資 (1 年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純 資産額	1口当たり純 資産額 (1年 前)	

	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ 資産	円	
	暗号資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払 配当等累計額
	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表 監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所 在地			
資金の流れ			

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

⑩ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の



取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利から除かれたものに限る。  
⑩において同じ。）

(単位：百万円)

区分	募集の 取扱高	私募の 取扱高
法第2条第2項第6号に 係るみなし有価証券	( )	( )

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑩ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係る  
みなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)		(内容)
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	円 口	円 口	円

	( )		
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資 (1 年前)	
	円	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
	1口当たり純 資産額	1口当たり純 資産額 (1年 前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ 資産	円	
	暗号資産	円	
		円	
	合計	円	
配当額 (分配額)	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払 配当等累計額

	%	円	円
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表 監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所 在地			
資金の流れ			

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(12) 法附則第3条の3第5項第1号ロ又は第2号ロに掲げる行為に係る業務の  
状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定フ ァンド 数	償還フ ァンド 数	期中元 本増減 額	当期末	
ファンド 数	元本額				ファン ド数	元本額
	百万円			百万 円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、  
償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

外国	設 定	信 当	初	純資産	基 準	過 去	設 定	備 考
----	-----	-----	---	-----	-----	-----	-----	-----

投資 信託 名	年月日	託 期 間	設定額	総 額	価額	1 年 間 の 収 益 金 込 み 基 準 価 額 の 騰 落 率	来 年 平 均 受 益 者 利 回 り	
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。
- 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算するこ

と。

③ 委託者報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

④ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

(1)③の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(1)④の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合

法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(11)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 外国投資信託の状況

外国投資信託名			
設定年月日			
存続期間			
主な投資対象資産	区分		割合
	1		%
	2		%
	3		%

(注意事項)

- 1 法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券ごとに表を作成して記載すること。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。外国投資信託の受益証券の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記

載すること。

3 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。  
なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

4 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

(注意事項)

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(13) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

(12)①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬  
                    百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

(11)③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(11)④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象



運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保 有額	左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額	割合
法附則第3条の3 第3項第1号へに 規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(11)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑥ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持 分の名称		
出資対象事業の	(商品分類)	(内容)

内容		
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者	名

	合 計		名
主な出資者の種別	種別		出資割合
	1		%
	2		%
	3		%
海外投資家等の状況	1	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	2	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	3	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	4	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	5	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	6	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円

	7	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	8	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	9	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
	10	商号・名称又は氏名	
		区分	( 号)
		出資額	円
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金	百万円	
	有価証券	百万円	
	うち非上場株式	百万円	
	デリバティブ資産	百万円	
	暗号資産	百万円	
	合計	百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション	ショート・ポジション	
	百万円	百万円	
主な投資対象資産	区分	割合	
	1		%
	2		%
	3		%

	相手方	取引額	備考
金融商品取引行為の相手方の状況		百万円	
		百万円	
		百万円	
		百万円	
総出資額		百万円 ( 百万円)	
純資産額		百万円	
純資産額（1年前）		百万円	
総資産額		百万円	
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払配当 等累計額
		%	百万円 百万円
想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業の内容」、「出資対象事業持分の種別」、「業務の種別」、「出資者の状況」、「主な出資者の種別」、「海外投資家等の状況」、「先物取引の状況」、「主な投資対象資産」、「投資対象地域」、「総出資額」、「純資産額」、「純資産額（1年前）」及び「総資産額」の欄に記載すれば足りる。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受け

た資産をいう。以下この注意事項において同じ。)の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「募集・私募の別」の欄には、当期末時点において法附則第3条の3第5項第1号第2号ハに掲げる行為に係る業務のうち募集に係る業務を行った場合は「募集」と、同号ハに掲げる行為に係る業務のうち私募に係る業務を行った場合は「私募」と記載すること。
- 6 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 7 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 8 「主な出資者の種別」の欄には、「外国法人」、「外国人等」、「金融商品取引業者等」、「事業法人等」、又は「その他」の種別ごとに合計した出資額について、総出資額に占める割合が大きい順に上位3位の種別について記載すること。ただし、総出資額に占める割合が百分の五以下である場合には記載を要しない。

なお、出資者の種別の定義は以下のとおりとする（9において同じ。）。

「外国法人」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国法人をいう。

「外国人等」

法附則第3条の3第6項第1号に掲げる外国に住所を有する個

人、令附則第 12 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者又は附則第 64 条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号に掲げる者をいう。

「金融商品取引業者等」

附則第 64 条第 2 項に掲げる者をいう。

「事業法人等」

令附則第 12 項第 3 号に掲げる者又は附則第 64 条第 1 項第 1 号に掲げる者をいう。

「その他」

上記の種別のいずれにも該当しない者をいう。

- 9 「海外投資家等の状況」の欄には、出資額が大きい順に上位 10 者について記載すること。「区分」の欄には、各海外投資家等に関し、出資者の種別を記載すること。

また、法附則第 3 条の 3 第 6 項各号のいずれに該当するかを括弧書で記載すること。

- 10 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金、有価証券、うち非上場株式、デリバティブ資産及び暗号資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。なお、暗号資産については邦貨換算に用いた標準を記載することとし、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。

- 11 「先物取引の状況」の欄のうち、「ロング・ポジション」の欄には、先物取引（法第 2 条第 21 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（これらに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）をいう。以下 11 において同じ。）の買持ちの持ち高を記載すること。「ショート・ポジション」の欄には、先物取引の売持ちの持ち高を記載すること。

- 12 「主な投資対象資産」の欄には、運用財産額に占める割合が大きい

順に上位3位までの投資対象資産について、区分（株式（公開又は非公開）、債券（国債又は国債以外）等）ごとに記載すること。なお、当該投資対象資産が存在する地域ごとに分けて記載すること。

- 13 「金融商品取引行為の相手方の状況」の欄には、当期において権利者のために行った金融商品取引行為のうち、当該ファンドの総出資額の百分の十以上に相当する額である取引について記載すること。

「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていない場合は記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。）を記載すること。

「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

- 14 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

- 15 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。

- 16 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った



額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約を行った分を記載すること。

17 「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において償還を行った分を記載すること。

18 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
設定年月日		
業務の種別	募集・私募の別	
募集・私募の期間		
出資金払込口座の所在地		

資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者	名
	合計	名
主な出資者の種別	種別	出資割合
	1	%
	2	%
	3	%
海外投資家等の状況	1	商号・名称又は氏名
		区分 (号)
		出資額 円
	2	商号・名称又は氏名
		区分 (号)
		出資額 円
	3	商号・名称又は氏

	名	
	区分	( 号)
	出資額	円
4	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
5	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
6	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
7	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
8	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
9	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)
	出資額	円
10	商号・名称又は氏名	
	区分	( 号)

		出資額		円
ファンドの資産 構成	区分		金額	備考
	現金		百万円	
	有価証券		百万円	
	うち非上場株式		百万円	
	デリバティブ資産		百万円	
	暗号資産		百万円	
	合計		百万円	
先物取引の状況	ロング・ポジション		ショート・ポジション	
	百万円		百万円	
主な投資対象資産	区分			割合
	1			%
	2			%
	3			%
金融商品取引行為の相手方の状況	相手方		取引額	備考
			百万円	
			百万円	
			百万円	
総出資額		百万円 ( 百万円)		
純資産額		百万円		
純資産額（1年前）		百万円		
総資産額		百万円		
配当額（分配額）	配当等利回り	直近1年間の 総支払配当等 額	設定来総支払配当 等累計額	
	%	百万円	百万円	

想定配当等利回り	%		
解約額	百万円	口	名
償還額	百万円	口	名

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

- ⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

- ⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

## 2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。ただし、届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を提出することとする。届出者が個人である場合には、確定申告書に記載すべきこととされている事項を記載した書面を提出すれば足りる。

（日本産業規格 A 4）

第 期説明書類  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$   
 年 月 日

商号又は名称  
 住所又は所在地  
 氏名  
 （法人にあつては、代表者の役職氏名）

（注意事項）

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要
- (4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
	名	うち非常勤名		
総数	名	名	名	名

② 役員状況

役職名	氏名又は名称

③ 役員業績連動報酬の状況

役員業績連動報酬の状況
-------------

--

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名又は名称	監 査 の 内 容

(7) 内部管理の状況

--

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「投資一任契約に基づく運用」と、同号ロに掲げる行為に係る業務を行っている場合は、「外国投資信託の受益証券に係る運用」と、同号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は、「法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る運用」と、法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行

為に係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行っている場合は「募集の取扱い」と、同号イに掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行っている場合は「私募の取扱い」と記載し、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合には「募集」と記載し、同号ロ又はハに掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他にを行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（移行期間特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあつては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であつて、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものを除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合においては、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載するこ



と。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(8) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

① 契約件数等

	海外	小計	国内	小計	合計
--	----	----	----	----	----

	法附則 第3条 の3第 6項第 1号に 掲げる 者	法附則 第3条 の3第 6項第 2号に 掲げる 者	法附則 第3条 の3第 6項第 3号に 掲げる 者		法附則 第3条 の3第 6項第 2号に 掲げる 者	法附則 第3条 の3第 6項第 3号に 掲げる 者		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産 総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	

(注意事項)

- 1 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 2 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額	割合
法附則第3条の3第 3項第1号へに規定 する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要し

ない。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

- ⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（同号に係るみなし有価証券にあっては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑦において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募集の 取扱高	私募の 取扱高
外国投資信託の受益証券	( )	( )
外国投資証券	( )	( )
法第2条第2項第6号 に係るみなし有価証券	( )	( )

（注意事項）

- 1 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
- 2 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。

- ⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	(商品分類)	(内容)

出資者数				名
有価証券の種類				
募集・私募の別				
発行者の名称				
	国名、監督当局等			
設定年月日				
募集・私募の期間				
存続期間の終期				
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額	
	円 口 ( )	円 口	円	
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資 (1 年前)	/	
	円	円		
ファンドの財務諸表 監査の有無				
発行者との関係				
出資金払込口座の所 在地				
資金の流れ				

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。

4 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。

5 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。

6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でな

い場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直前の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

7 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。

8 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。

9 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るもの限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。

⑨において同じ。）

(単位：百万円)

区分	募集の 取扱高	私募の 取扱高
法第2条第2項第6号 に係るみなし有価証券	( )	( )



(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)	(内容)	
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	円 口 ( )	円 口	円
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資(1 年前)	
	円	円	

ファンドの財務諸表 監査の有無	
発行者との関係	
出資金払込口座の所 在地	
資金の流れ	

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

- ⑩ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。⑪において同じ。）

(単位：百万円)

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
法第2条第2項第6号に 係るみなし有価証券	( )	( )

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

- ⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資者数	名	
有価証券の種類		
募集・私募の別		

発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの 出資額
	円 口 ( )	円 口	円
	うち暗号資産 での出資	うち暗号資産 での出資 (1 年前)	
	円	円	
ファンドの財務諸表 監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所 在地			
資金の流れ			

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(9) 法附則第3条の3第5項第1号ロ又は第2号ロに掲げる行為に係る業務の  
状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定フ ァンド 数	償還フ ァンド 数	期中元 本増減 額	当期末	
ファン ド数	元本額				ファン ド数	元本額
	百万円			百万 円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

外国 投資 信託 名	設 定 年月日	信 託 期 間	当 初 設定額	純資産 総 額	基準 価額	過 去 1 年 間 の 収 益 金 込 み 基 準 価 額 の 騰 落 率	設 定 来 年 平 均 受 益 者 利 回 り	備 考
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型

その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。

- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。
- 5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

③ 委託者報酬 \_\_\_\_\_ 百万円

④ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する 投資対象の区分	投資対象の保 有額	左記のうち時 価を把握する ことが困難で ある投資対象 の保有額	割合
法附則第3条の3第 3項第1号へに規定 する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		

不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

(注意事項)

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

(10) 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファンド数	償還ファンド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

(9)①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬  
\_\_\_\_\_百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑥ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の	(商品分類)	(内容)



内容		
出資対象事業持分の種別		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者	名
	合計	名

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同項第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」、「出資者の状況」の欄に記載すれば足りる。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を

受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。)の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあつては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 7 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称	
出資対象事業の内容	(商品分類) (内容)
出資対象事業持分の種別	

出資金払込口座 の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法附則第3条の3第6 項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6 項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3第6 項第3号に掲げる者	名
	合 計	名

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項 第6号に係るも の		百万円
合計		

⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項 第6号に係るも の		百万円
合計		

## 2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。

備考 第50 [ ] の記載は出題の趣意。